

貳 臣 論

岡 本 さ え

序

明朝最後の皇帝の死後、中国大陸の支配者が北方異民族たる満州人に変った時、漢人士大夫階級の意識にいかなる特徴があらわれたか。これまで明末清初思想のにない手は満人統治を肯じなかった明朝遺老・遺臣とよばれる儒家とされてきた。しかし、満人皇帝を頂点とする清朝の支配体制に組み込まれていった士大夫たちは数の上では明朝遺臣を圧倒していた。すなわち、遺臣、忠臣は満人に抗して殺されたか、あるいは隠退生活に入って清初の社会から消えていったのに対し、清朝に仕え、後に武臣と名付けられた明臣は大臣から郷紳層まで政治、経済、文化の各方面で活躍したのであった。例えば敵愾功纂（清代徵猷類編）二九卷によって順治年間（一六四四—一六六一）の京官に占める武臣の割合を調べると、宰輔四七％（満人、蒙古人、漢人の総計に占める比率）（武臣、実数は一六名）、尙書四三％（三五名）であり、地方官についても、総督四五％（二八名）、巡撫三三％（四二名）といずれも重要官職の半数近くに達している。

しかし忒臣に対する評価は歴史的に低く、明朝遺臣がすでに偽官、逆賊と呼び、明朝野史の各執筆者が裏切り行為を糾弾したのを皮切りに二朝に仕えた節操のない臣、あるいは投満の漢奸という表現が定着して今日におよんでいる。他方、清朝も忒臣の協力を当初歓迎したにもかかわらず彼らをきびしく処遇した。すなわち、忒臣伝⁽¹⁾に収録された高官の忒臣一二〇名（付録の三名を除く）のうち、免職された者は二七名もあり、また戦死、自殺、死刑、徒刑など非業の死を遂げた者は三二名、14強にのぼる。いったん忒臣になり、のち清に叛いたか、叛いたとみられて殺された「逆臣」を含めると降清の明官のうち悲運の晩年をおくった者はさらに高率になる。

私たちが清の官刻本、明朝遺老の著作（およびその精神に副って書かれた歴史書）によるかぎり、忒臣について得る知識は、記録に残る幅広い業績と、彼らに与えられた低い評価とに止まる。だが、これでは明朝の滅亡後、外夷を主君と仰ぐに至り、その支配が中国全土に及ぶのを助けた多数の漢人士大夫がいかなる活動を行い、いかなる意識を持っていたのか、ということはいぜんとして不明である。変革の時代を生きぬいた士大夫の、その代表者たる忒臣の行動規範を把握することを怠った場合、私たちは一七世紀中国の精神史に或る空白を残すのではあるまいか。

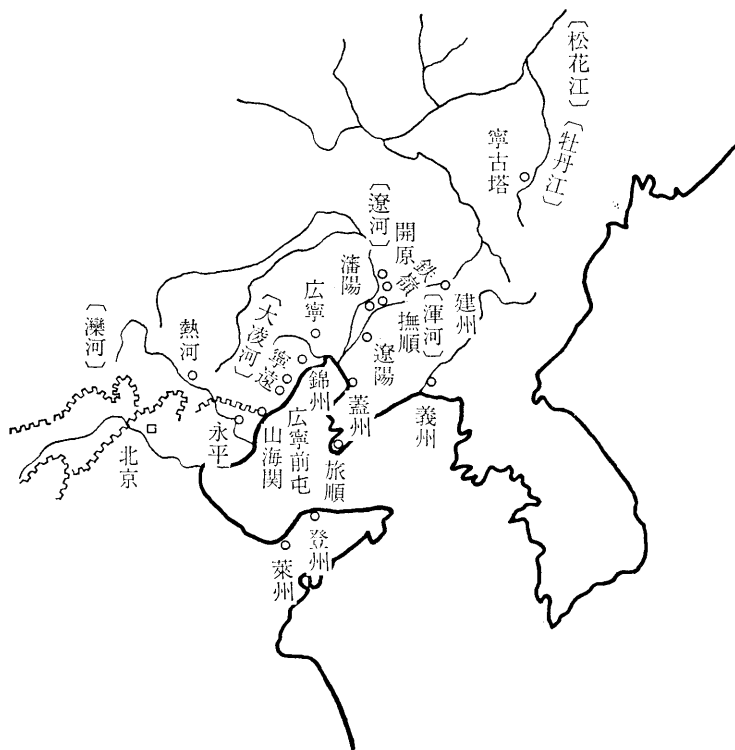
筆者はこの観点にたち、従来の、士大夫の在るべき姿から作り上げられた忒臣像を考察し直し、忒臣の実在した像を得ようとする。論考順序としては、まず忒臣の出現状況を振り返り（第一章）、次に忒臣が官吏として残した仕事に焦点をあてる（第二章）。さらに、かれらの活動に対して清朝がいかなる処遇を与えたかを調べ（第三章）、最後に忒臣の意識を、忒臣の発言から探ることとする（第四章）。

第一章 忒臣出現の状況

満州族に降伏し、入関前の清に仕える最初の漢人は、山海関の外で明の北辺を守っていた武官である。明将が満人の降伏勧告に接した時期は、明朝がまだ瀾熟期にあった一六一八年（万曆四十六年）にまで遡ることができ、撫順遊撃〔官職はいずれも記述当時のもので、最高位ではない〕李永芳^⑩〔番号は《武臣傳》の順序による。文末附表の武臣略表を参照されたい〕が太祖努爾哈赤（一五五九—一六二六）から誘われたのを嚆矢とする。

翌一六一九年四月、瀋陽から出撃した明軍一〇余万が満州族に敗れると、江南の文人でこれより二六年後に清に降る錢謙益^⑪は「今春、王師が四路に分れて建州夷を討ったが四道のうち三道は潰滅し、我軍の一僉事・二総兵が殺されて、中華の内外大いに震撼した」と嘆いたが実際、満州の軍勢は建州どころか遼河東岸の開原・鉄嶺を攻取してさらに南下しようとしていた〔地図参照〕。一六二二年、遼河と渾河の間接地・瀋陽、渾河南部の遼陽が陥落し、ここにはじめて武臣が出現した。さきに勧告を受けた李永芳が遼東巡撫王化貞（胥乾、乾山、一六三二）の懇請を振り切って清軍の総兵官に就任したのである。次いで遼陽出身、しかも世襲職で明軍の遼陽定辺前衛にあたった祝世昌^⑫が一族三〇〇人をつれて降清した。天啓元年、清の天命六年である。

遼東の明軍内部では前出の王化貞と熊廷弼（飛伯、一五五九？—一六二五）が対立していた。状態を樂觀していた王化貞は遼河左岸を蒙古軍で武装し、満人を朝鮮から攻めようとした。これに対し一六一〇年以前から遼東対策に苦慮していた熊廷弼は状勢不利と断じて地元防衛組織の強化をめざし、満人の血をひく佟下年（観瀾、幽憤先生、一六二五）らを優遇して登萊僉事に配置した。結局、熊廷弼をおさえて一六二二年指揮権を握った王化貞は一〇万の兵を率いて広寧城を守り、中軍遊撃の孫得功^⑬らを西平堡の援軍に行かせたが到着前に西平堡は既に潰滅、平洋橋での激突で多数の明軍部将が戦死した。王化貞は広寧での迎撃を決意し、孫得功・祖大寿^⑭を前鋒として守備を固めようとしたが、



降清の意を匿した孫得功^⑤は清に意を通じ
て置いてから広寧城に戻り、満兵が城に迫
っていると告げたため城中は大混乱になっ
た。一六二二年三月、王化貞の軍隊は広寧
をすてて山海関になだれこみ、王化貞はも
ちろん、山海関を守っていた熊廷弼も明朝
に逮捕された。

明朝首脳部ではこの敗戦の原因を遼東人
の裏切りに擬す意見が有力で、大学士沈灌
(銘績)、兵部尙書張鶴鳴(元平、一五五一—
一六三五)、御史楊漣(文籍、大洪、一五七二—
一六二五)らは熊廷弼に党邪誤國との攻撃を
浴せた。これに対して、もはや党利のため
に勢力争いをする場合ではないと判断し、
辺境の指導者たちを庇ったのは文官で後に
武臣となった人々であった。刑科給事中沈
維炳^⑥は、前記の朝官たちこそ、広寧失陥

を名目として、争って私怨を晴らそうとしていると非難した。⁽³⁾また錢謙益は、士大夫たる者が戦場の軍師の苦衷も知らず、安全な地方に居て、辺境の敗勢を仏に哀告し、それによって「禳夷」⁽⁴⁾ができることこそ恥づべきであると記している。

遼東の半満半漢人が本当に満州族に通じる意向をもっていたかはあきらかでない。しかし熊廷弼は責任者として処刑され、最期まで潔白を叫んだ佟卜年も自殺を命じられた。そして明朝のこの担当者敵罰主義は遼東の明軍世襲職の人々に、明側にいるかぎり殉死か刑死かの道しか残っていないことをひろく教えたのである。これに反して、清は明領内に向って投降者の優遇をくり返して呼びかけた。じっさい、明の軍人が投降した場合、すくなくとも待遇は原官にひとしく、投誠そのものが叙功の対象となった。明朝と満州陣営との待遇の差が、半漢半満人を満州族の方に押しやったのである。

ただし、二〇年代にはまだ明軍にも巻き返しの気運があり、広寧の敗北を無駄にせず、再び山海関の外に根拠地を建設しようとする明官が出てきた。とくに進士出身でありながら軍務に強い孫承宗（雅觀、愷陽、一五六三—一六三八）と袁崇煥（元素、自如、一五八四—一六三〇）のコンビは、外辺の補強こそ山海以南の安全を保証するとの見解に立ち寧遠・錦州から一時満人を撤退させるほどの軍勢力を養った。一六二六年（天啓六年）、袁崇煥が南部出身官僚の尽力で整備した火器を用いて寧遠を守った戦いは唯一の明軍勝利として名高いし、一六三〇年には兵六万を率いた祖大寿⁽⁵⁾がいったん満州族に取られた永平、遵化、永平、遷安、滦州などを回復した。

しかし、明朝は最も頼りとすべきこれらの能吏の政治生命を自らの手で断ち切った。魏忠憲一派の讒により孫承宗は兵部尙書を辞職、兵部尙書・太子太傅の袁崇煥は磔となった。当時北京で工部尙書の任にあった張鳳翔⁽⁶⁾も、軍器

不備で下獄、流刑になっている。

ついに一六三〇年、大凌河城を築城中の祖大寿^⑧らは滿州軍勢に包囲された。一年以上も籠城を続ける祖大寿に清太宗からはしばしば降伏勧告の使者が訪れた。「姜桂^⑨（使者）が選っていうには、爾らは我が降伏者を殺そうとして招撫するのを恐れ、我^⑩の勧告」に従わないのであると。我國の用兵は誅すべきは誅し、宥すべきは宥す。いったん宥した者にはみな恩養を加える。爾らがまだこのことを聞かぬはずはない。我は「大凌河を」攻略できないのも、長期駐屯ができないでもない。ただ山海関以東の智勇の士がことごとくこの城に居ることを思うから（降伏を勧めるの）だ。爾らを殺したからとて我に何の利益となろうか。^⑪軍餉の尽きた一六三一年一月二日（旧一〇月二八日）祖大寿をはじめ三〇余名の部将が降伏に同意した。「武臣傳」の中では劉良臣^①・劉武元^②（遊撃）、孫定遠^③・張存仁^④・祖可法^⑤・鄧長春^⑥・祖沢洪^⑦（副將）らが該当する。この大凌河攻略を境にして明の武官たちは指揮者を失うか、または軍律に背いて戦列を離れはじめた。馬光遠^⑫（建昌參將）は永平で清軍に投じ、尙可喜^⑬（皮鹿島副將）は上官に殺されそうになって清に款を納めた。孔有徳^⑭・耿仲明^⑮（二人とも毛文龍の部校）は登州で叛乱を起し尋ね者になっていたが一六三三年、各々六〇〇〇ないし七〇〇〇人の部下を連れて滿人側に参じた。

一六三〇年代は錦州確保にむけての清の充実期であった。孔有徳らの降伏は清軍に火器をもたらし、数ヶ月後には軍事拠点の兵備を一新した。明軍（彼らは南朝と呼んだ）の戦術を心得ている武官武臣たちは、裏をかけた攻撃法を滿人首脳部に上奏し、^⑯また漢軍を組織して兩翼を作り（三七年）、さらに四旗にわかれた（三八年）。一六三八年からの錦州・松山包撃では武臣が包囲戦の主柱となった。

他方、明の陣営では呉三桂（一六二一—一六四四）が七三年叛き逆臣となる・洪承疇^⑰が北辺を守つ

て清軍と敵対していたが明領内では李自成・張獻忠に率いられた大規模な叛乱が起っていた。一六四一年、明の討伐軍は陝西・河南で叛乱軍に完敗した。とくに僅か三日の攻防で西安が陥落した後、明軍は孫承沢^⑤の表現によれば「決裂し、收拾できぬ」状態に陥り、李自成の部下になる明官があらわれた。一六四二年、優勢な李自成軍が首都に迫ったため呉三桂が「撤寧援京」の指示を受けて寧遠から兵を引き挙げた直後、清軍は錦州を攻め松山城の洪承疇をも屈伏させた。満州族は進士合格者で南部出身の明官洪承疇を難髪させた上で側近にし、内政のあらゆる面で文官武臣の識見を利用するに至ったのである。錦州攻取後、尙可喜の要請で漢軍（四旗）を八旗にした清軍は一六四三年中後所前屯衛をも取ったが、ここでも孔有徳^③・張有仁^④・尙可喜^⑤・鄧長春^⑥・祖澤潤^⑦・耿仲明^⑧・吳汝玠^⑨ら、大凌河の降将が鄭親王濟爾哈郎（一五九九—一六五五）の指揮下で活躍した。

崇禎末から順治初の数年間における武臣出現の状況は多様である。李自成・張獻忠等の叛乱勢力の優勢な地域に任官していた文武明官はまずこの勢力との対決をせまられ、敗れてその部下になった者、反抗して李自成一倒そうとする者があった。前者は明朝遺臣からも満人からも降賊の偽官と呼ばれ、のちに改めて清に降つてからも前歴としてマインス⁽⁸⁾になった。山海関に迫つた清軍を迎え入れ、その武力を借りて崇禎帝の怨を雪がんとする動きが出たのは後者からである。呉三桂らの武将が満州族に書を送つて李自成一協働しようと呼びかけたのははじめ、黄河以北各地で北京失陥の報を得た進士出身の行政官も次々に清に投降した。この場合、入関前の如く満州族から降伏勧告がいくつもなく明官が降表を掲げてそれを清に差し出すという形式になった。《世祖章皇帝実録》には清軍への感謝と鬪賊討伐への意欲を示した降表が多数収録されているが、原物に近いものとしては張縉彦^⑩（明兵部尙書）の《山中投揭》⁽⁹⁾があ

る。「詔を遵守して帰誠することをここに掲げます。感懷を吐露し、謹んで事に関する経過を述べて題事（投揚）に代えたいと思います。竊うに世運の変革はいつの世にもつきものです。その時臣下は、或いは死節を明らかにし、或いは生き永らえて国に報じ、或いは救援軍を得て復讐し、或いは西山の薇を守って苦心しますが、すべて自分のまごころを尽し他に念じることはないのです。闖賊（李自成）は殘虐をほしきまゝにし君父（皇帝）に惨がおよびました。大清は兵を興し、義を掲げて兇惡犯を殲滅しました。すべて明朝の臣はこの大恩を蒙っています。先帝（崇禎帝）に仕えた者で大清に仕えない者は殆どありません。これは私と天地を共にする者すべてにいえることです」。

張縉彦の如く、内乱鎮圧を担当して疲れ切ったあげく中国北部で投降した明官には、清の興師教明を諷い、「明清一家」となって中国の治安を復すことを期待していた人々もいたようである。たとえば大同総兵姜瓖（一一六四九）（いったん武臣となったが再度清に叛いて殺された・逆臣）は大同の衆心を服させるため明の宗室棗強王をたてようとした（睿親王多爾袞——幼少の順治帝を後見し、攝政王と呼ばれた、一六一二—一六五〇、——に拒否さる）し、唐虞（故明參將）は張獻忠の江南転戦を防ぐため江南に檄を出し、李自成協勤にならって早く清との協力体制をつくるよう要請した。

しかし李自成らの叛乱軍が席捲しなかった中国南部においては、滿漢一体で闖賊を打倒するという一部の武臣の解積、およびこの解積に立脚した満州族の清朝正統王朝論は通用しなかった。崇禎帝死去の報と共に南部の忠臣たちは南京を中心に明の宗室を擁立して明朝の回復を計ろうとしていたが、これらの士大夫にとって満州族は李自成たちと同じ逆賊であり、いやしむべき外夷なのであった。当時、福王（朱由崧、一一六四六）下で礼部尙書の黃道周（幻平、石齋、一五八五—一六四六）は「光復」を願って次のような詩を詠んだ。

醜夷寇掠幾時休 擾害民生二十秋
万歴之末建齋始反

豈有残山容立馬 更無剩水蕩扁舟

君臣立志卑南宋 文武齊心勦北酋

人定勝天天降鑿 乾坤万里剋時収⁽¹²⁾

(傍点筆者)

醜夷の侵略はいつ止むのか、民の暮しをかき乱して二〇〇年（建州の蛮人の頭目が初めて叛いたのは万曆末）、

亡国の山で馬を仁王立ちにできるのか、その上、亡国の河には平底舟を漕ぐところもないのだ、

君臣みな志をたて、南宋（のようになるの）を卑しみ、文武とも心を合せて北夷のかしらを討伐しよう、

一致協力すれば運命に勝てることは天も御照覧、時勢に打ちかって天下を平定しよう。

一六四四年八月睿親王^{ドレゴン}多爾袞から、反満運動の拠点揚州に送られた降伏勧告——闖賊李自成を倒すために来歸した呉三桂に做えという——を福王政權下の大学士史可法（憲之、一六四五）がはねつけた後、北京・南京の双方で互いを賊と呼ぶ状況が約一年続いたが、四五年四月、江北を平定した清軍が南下しはじめた。清軍の南部征定の過程には、「満漢同体」感はみじんもなく満・漢のすさまじい対決があるばかりであった。

四五年五月、揚州が陥落し、史可法は軍前で斬殺された。六月八日、清軍は南京に達し、城内の趙之龍⁵⁵（忻城伯）、王鐸⁵⁶（内閣大学士）、梁雲構⁷⁰（兵部侍郎）、錢謙益⁵⁷（礼部尙書）らが迎降した。また沿途、劉良佐⁵⁸（広昌伯）、張天祿⁴⁵・天福（総兵）、李成棟（廷貞、一六四九、いったん武臣、後叛き逆臣）（総兵）らの武官も来降した。六月には田雄⁴²・馬得功⁵（総兵）が福王を子親王多鐸^{ドヤ}（一六四一—一六四九）に献じて投降し、翌年二月鄭芝龍（飛黃、飛虹、一六

○四一・一六六一・逆臣)も唐王政権を見限って清軍に投じた。これらの南部武臣はいずれも歓迎されてただちに清官に列せられた。文官は朝廷に集められて内政に加わり、武官は、すでに満人の先兵として南人彈圧に来ていた長江以北の武臣と共に、反満運動鎮圧の任務を負った。福王亡き後、福建、浙江で擁立された唐王(朱聿鍵、一六〇二—一六四六)、魯王(朱以海、一六一八—一六六二)を四五年一月に追撃したのは田雄^④(抗州総兵官)・張存仁^⑤(浙江総督)であつたし、四六年四月に、前出の忠臣黃道周を捕えて斬殺したのは洪承疇^⑥(兵部尙書・大学士)、張天祿^⑦(徽寧池太提督)であつた。漢人でありながら漢人を殺し、同志を裏切つた日から同志を消す武臣に対する明朝遺臣の憤りは強く、これが、史書における武臣の酷評につながつた。

ただし、かつての同僚が南部で抗戦し、虐殺されていくことを知り、複雑な表情をみせた武臣も多かつた。張縉彦^⑧は、清軍が李自成を殺した時には、崇禎帝の敵討ちと満人に拍手を送つたが、黃道周逮捕の報には助命嘆願書を出した。「私は安慶に到着し、撫臣李猶龍^⑨」と勧めあつて剃髪しました。臣下は投誠に身を奉じた以上、何で髪膚を留めましょうか。但し、心中そう思っていないならば剃髪はやはり無益です。聞くところでは旧臣黃道周は大兵に捕えられたそうです。道周は先朝の詞臣で博識かつ誠意の人です。事を為して死ぬのにいまさら何の恨みがありましようか。但し、足下は既に江南を招撫されています。人心は正直です。もし一旦、道周を殺せばどのようにして天下に風致を示すことができましようか。これこそ私がおさえて語りえないことです。救われんことを疏によって伏して乞います。私は雜髪の後(「の事態」を恐れるのです)^⑩。このように遺臣への愛惜は、とくに文官武臣に強く、武臣の意識(第四章で扱う)に大きな影響を与えたし、明臣意識を脱さない武臣の態度は、満人首脳部の警戒ひいては冷遇を招いた(第三章参照)のである。

以上、明末清初における武臣出現の経過から、武臣を次のグループに大別できよう〔文末の武臣略表参照〕。

- 1、入関以前の清に降った武官
- 2、入関後の清に降った武官
- 3、進士出身の文官
- 4、南部出身官僚（北部出身で明官として南部に任ぜられていた者を含む）

註

第一章

- (1) 《武臣伝》一二卷、都城琉璃廠半松居士刊本。
- (2) 「今年春王師分四道討建州夷、三道敗没、殺我一僉事二總兵、中外大震。……」錢謙益撰《牧齋初學集》一一〇卷、景上海涵芬樓藏崇禎一六年（一六四三年）刊本、四部叢刊集部所収、卷二七、五a（武林禪夷ノ事ヲ書ス）
- (3) 《武臣伝》、前出、卷八、一〇a—b
- (4) 「……為大夫士者、里居而抱蹶場之憂、匍匐稽顙、告哀于仏。其進而謀人之軍師邦邑又何如也。」《牧齋初學集》前出、卷二七、七a
- (5) 「姜桂還言、爾等恐我殺降、故招之、不從。夫我國用兵、宜誅者誅、宜宥者宥。既寬宥者、悉加恩養、爾等豈末之聞也。我非不能攻取、不能久駐。但思、山海関以東智勇之士尽在此城、若殺爾等於我何益。……」《武臣伝》、前出、卷五、五a
- (6) 《天聰朝臣工奏議》、卷上・中・下、史料叢刊初編（羅振玉輯、一九二四年東方学会排印本）によれば、祝世昌^②は旅順攻略（一六三三年）の際、明から獲得した大砲三〇位を四位（瀋陽守城用）以外は明軍攻撃用にしよう要請、鮑承先^③は蓋州に兵を進めるよう、また馬光遠^④は造砲局、火藥庫、砲手を充分に準備した上、水陸並行して山海関を攻めるよう上奏した。
- (7) 洪承疇撰《経略洪承疇奏對筆記》二卷、光緒一六年（一八九〇年）与奏摺譜合刊本、二酉齋藏板、は用人、官制、通商、アヘン問題、籌邊策、天人一感説などを明快に説く洪承疇^⑤と満人首脳部との對話篇であり、満人が文官武臣を知識源として重視していたことを証明している。同じく《洪承疇章奏文冊彙輯》不分卷、民国二六年（一九三七年）、上海商務印書館排印本、は順

治年間に於ける清朝の南部承握政策の根本資料として著名。

(8) 《国史武臣伝表》一卷、乾隆五六年(一七九一年)官撰、煙画東堂小品所収、によれば、《武臣伝》中の武臣で「從賊」と呼ばれたのは二八名で、六クラスに分けられた武臣のうち最下位に置かれた。「從賊」武臣の陳名夏^⑤・龔鼎孳^⑥らがいずれも尙書に陞り、孫可望^⑦が義王の称号を得た如く、これらの高位就任は実現したが、弾劾される際には「順逆」「罪臣」と呼ばれる不利がついてまわった(例、魏裔介による「特紳陳請之非疏 一六五八年」、《皇清奏議》六八卷目一卷、都城国史館活字印本、卷一一、七a—八a)。また、これらの武臣が他者を指弾する際、相手から「從賊」の過去を指摘されると、もはや追劾できなかった。(例、龔鼎孳の馮銓批判、《大清世祖章皇帝実録》前出、卷二〇、八a—b)

(9) 張縉彦撰《依水園文集》、前集二卷、清刊本、卷一、八七a—八九b

(10) 「掲為遯 詔婦誠 有懷欲吐 體述聯絡頤末、以求題事。竊以運際改革、何代無之。其時臣子、或一死明節、或留身以報國、或効秦庭之哭以復讐、或守西山之薇以茹苦、縉以自戾其心、不逞他念也。自闖賊肆虐、慘及君父。大清興兵拳義、用殲兇醜。凡明朝臣子食此大恩、鮮不以事 先帝者事之、此職与普天率土所同者也。……」《依水園文集》、前出、卷二、八七a

(11) 《大清世祖章皇帝実録》、前出、卷五、一三a—一四b

(12) 黃道周撰《黃石齋未刻稿》一卷、景旧鈔本、玄覽堂叢書統集所収、二八b—二九a

(13) 「……職 至安慶、無臣李猶龍相勸剃髮、夫臣子既已奉身投誠、豈在髮膚哉。但中懷不達、削髮亦無益耳。適聞旧臣黃道周、被大兵所獲。道周為先朝詞臣、直亮博聞。為事而死、亦復何恨。但台臺既招撫江南、人心允孚、若殺一道周、何以風示天下、此職之所以捫舌而不敢語也。伏乞俯鑒疏救、職削髮恐後矣。」《依水園文集》前出、卷二、九〇a—b

第二章 清官としての武臣

何を武臣の実績と見るか、この課題のとらえ方はいくつかある。まず清官となった武臣の公人としての活動を評価する方法があげられる。次に、武臣となる以前の、明官としての活動を重視する方法もある。武臣の中には、東林党・復社を支持した過去を持つ人が多く、その政治思想的系譜は未だ明らかではない。そのほかに、武臣の公人としての

業績はさておき、かれらの読書人・文人としての著作活動を明末清初の文学あるいは思想の一面としてとらえる方法もある。この章では、最初に挙げた、清官としての実績を問うことに限定する。

だが困難はまだ残っている。武臣の活動は、清朝当局の要請にあり限りは歓迎され評価されたが、要請の枠を超えた場合は厳しく批判され逆に処罰の対象となった。武臣の奏疏が皇帝（内至は摂政王）の怒りを招いたり、部院から反駁されたりした場合、これははたして武臣の業績といえるのだろうか。さらに困るのは猷策が当局によって握りつぶされた場合である。当局の反応がなく、記録にも残らぬ場合、私たちは武臣の活動があったことすら把握できないのである。

しかし、非難されたり、無視されたりした武臣の主張は、むしろ清人当局の冷遇のゆえに意味を持つという見解もまた成立しうるであろう。この見方からいえば武臣の業績とは、満人首脳部と対立しても自己の信念を主張する武臣の立脚点そのものなのである。

忘れてはならない武臣の業績としては、武臣が望まなかったのに満人首脳部から命じられた仕事——明史編修、明崇禎帝碑文作成、入関前の清朝皇帝実録纂修など——がある。武臣の側に立てば業績どころか屈辱の仕事も多かったであろう。

この章を進めるにあたって筆者は、武臣がいかなる処遇に遭おうとも、また武臣がいかなる意識をもって仕事をしたのであるとも、それらは第三・第四章にゆずり、専ら、武臣が清朝下で実践した活動そのものを問うことにする。

武臣が武臣となつて行つた最初の仕事は何か。《大清世祖章皇帝実録》や《順治元年内外官署奏疏》⁽¹⁾によると、武

臣はかつて自分の同僚や部下であった明官を滿人当局に推挙し、より多くの武臣をつくり出すことにまず専心した。順治帝（福臨、一六三八一—一六六一）が幼少の爲、摂政王として清朝に君臨した睿王多爾袞の下で輔佐役を勤めた漢人大学士洪承疇^⑩・馮銓^⑪が、行政の要は用人にありと説いたのをはじめ、順治元年だけでも、王鰲永^④・宋權^③・李鑑^④・曹溶^④・金之俊^⑩・沈維炳^⑧・吳維華^⑦・李若琳^⑨・駱養性^⑩・孫承沢^⑤・傅景星^⑩らが「人才疏薦」を行い、各自、数名から数十名の明官を清朝に推挙した。滿人も、国家建設に有用な人物を急ぎ登用するという方針を公表してこれらの奏疏を無条件に採用し、被薦者に対して朝廷出頭の命令を出したのである。

武官の場合は文書による推挙は少なかったが、上官が部将・一族を率いて投降するという、すでに明末の山海関以北で指摘された降清の形式が踏襲され、総兵官・副将（二品）以上に限っても三〇名以上の明将が清初の二年間に清軍に入官した。呉三桂（平西王）・孔有徳^⑩（恭順王）・尙可喜^⑤（智順王）・耿仲明^⑥（懷徳王）・沈志祥^⑤（統順公）らを軍事力の支柱とし、洪承疇（兵部尙書・大学士）を滿人首脳部との連携役とする武官武臣群がほとんど揃ったのである。

疏薦と率衆投降により、こうして一六四四—四五年に急速に増加した文武武臣のうち、第一・第二グループ（第一章末参照）の武官の殆どすべてと、第三・第四グループ中、地方官として転出した文官とが各地方に派遣されて明の残存勢力および流民の叛乱軍を鎮圧する任務を負った。陝西総督孟喬芳^⑩、四川巡撫李国英^⑧、山西巡撫祝世昌^⑩、浙江総督張存仁^⑩、江寧巡撫土国宝^④らは、晩年まで激戦地で生命をすりへらして清朝の支配確立に寄与した人々である。実際これらの武官・地方官は重傷、重病以外の理由では戦列を離れることが許されず、とくに武官は王・公の称号を持つ呉三桂らでさえ殆ど北京に滞在することなく駐屯地から駐屯地に督戦を続けて順治年間を終えた。北部出

身者の多い第一グループの武官たちは戦場が南へ南へと移行したので部下共に慣れぬ氣候に苦しみ次々に北還を奏請したが実現しないうちに劉良臣①（甘肅総兵）、孫定遼②（湖広総督）、孔有徳③（定南王）、郝効忠④（湖南右路総兵）、らが反満勢力との戦闘で死んだ。第二グループでも馬得功⑤（福建総督）、徐勇⑥（湖広辰常総兵官）らが反満勢力に殺されたし、第三グループの王鰲永④（工部・戸部侍郎・銜招撫河南山東）、王正志⑦（兵部右侍郎）、徐一范⑧（大同左衛兵備道）もいずれも叛乱軍鎮庄中、任地で惨死した。

しかし北部出身の武臣たちはまだしも勝者の戦利を得ていた。彼らは異国の地にひとしい中国南部での現地調達をためらわず、略奪に近い方法で豊かな任地から軍餉を得ていた。これに対して第三、第四グループの文官は武力征圧によらず行政改善によって地方の治安を回復しようとした。南部出身者を中心とする文官武臣は、兵が民から掠奪し、百姓が荒地に飢えて土寇化する農村を憂い、薙髮令をはじめとする満州風俗の強制が反満運動を激化させることを恐れた。そこで経験ある旧官を地方官に採用するほか、地方の青年に官途をひらくよう奏請した。

ただしこうした行政面の発言によってもっとも大きな影響を満人首脳部に与えたのは、行政機構の中枢部に在って全国の状況を総合的に把握していた京官武臣（次表に見られる如く、ほとんどが第三・第四グループの文官）である。一六四五年初（順治元年二月）には早くも左記の武臣が登用され、一六四九年（順治五年）には漢人尙書の実現をみた。これらの京官武臣は順治年間を通じて満人京官と同数に近い員数を占め「次表を参照されたい」、行政、司法、経済、教育など各方面の専門家として、満人の武力統治が中国全土に与えた衝撃を緩和しようとした。

朝廷勤務を命ぜられた文官武臣が当面した現実、漢人の負担と犠牲の上に行われている軍事優先、満人優先の政治であった。満漢一体のスローガンが漢人の幻にすぎないことは、江南の弾圧により実証済みであったが、武臣は、

1649年（順治6年9月）

1645年（順治元年12月）

洪承疇¹⁶ } 大学士
 馮 銓³² }
 宋 權³³ 内翰林国史院
 大学士
 陳名夏⁹⁵ 吏部尙書
 謝啓光⁹⁰ 戶部尙書
 李若琳⁷⁹ 礼部尙書
 王 鐸⁶⁹ 礼部尙書兼
 内翰林弘文院学士
 劉余佑¹⁸ 兵部尙書
 党崇雅¹⁰⁰ 刑部尙書
 金之俊⁶⁰ 工部尙書
 徐起元³⁵ 都察院左副都御史
 張鳳翔⁷³ 吏部左侍郎
 戴明説¹⁰³ 戶部左侍郎
 趙京仕 戶部總督
 倉場左侍郎
 李化熙³¹ 兵部左侍郎
 房化壯⁶⁶ 刑部左侍郎
 劉 昌¹⁰⁴ 工部左侍郎
 高爾儼¹¹⁰ 吏部右侍郎兼
 内翰林秘書院侍讀学士
 陳之遴⁷⁷ 礼部右侍郎兼
 内翰林秘書院侍讀学士
 孫承沢¹¹⁵ 兵部右侍郎兼
 内翰林秘書院侍讀学士
 奮 渭 刑部右侍郎
 李迎峻 工部右侍郎
 張紹先 通政使司通政使

洪承疇¹⁶ } 大学士
 謝 陞⁵⁹ }
 馮 銓³² }
 沈維炳⁶³ 吏部侍郎
 謝啓光⁹⁰ } 戶部侍郎
 王公弼 }
 孫之獬⁶¹ } 礼部侍郎
 何端徵 }
 劉余佑¹⁸ } 兵部侍郎
 金之俊⁶⁰ }
 党崇雅¹⁰⁰ } 刑部侍郎
 提 橋 }
 葉初春¹²⁰ } 工部侍郎
 李化熙³¹ }
 劉漢儒⁶⁷ 副都御史
 劉廷諫 僉都御史
 李天経 通政使司通政使
 李若琳⁷⁹ 翰林院侍讀学士
 管国士監祭酒事
 胡世安⁶¹ 翰林院侍讀学士
 掌院事
 趙京仕 太僕寺卿
 陳培基 順天府府丞
 王鵬冲 錦衣衛掌印指揮
 吳惟華⁷⁶ 撤回山西總兵官
 駱養性¹⁰⁷ 左都督

就官するや否や直ちに漢人の無力を味わった。最高権力は大学士、部院等の機構の外にある満人の諸王（攝政王を頂点に輔政王・親王、郡王）に握られ、諸王の廷議の決定は、大学士を含む全漢人を拘束した。

武臣に課せられたこの政治状況の中で、司法上の満漢の不公平をなくすよう努力した第一人者は龔鼎孳^⑤である。彼は太常寺少卿、刑部右侍郎、都察院左都御史などを歴任して裁判がいかに満人中心に行われるかを見聞し、法制の改革を要求した。「……近頃、大小の刑獄の情況を見ますに衙門に書類が回送される際、多くは清字のみで漢字がありません。満人の同役諸臣は私心なく協力し、事件毎に私共〔漢人〕に照会をしますが、ほんのわずかな意見交換の後すぐに決着が下されてしまい、事件の顛末はあまり明らかにされませんし、底案も調査しようもありません。その上、重大な事件にいたっては清字から漢字に翻訳するものの、訊問の時、漢官が必ずしもまだ留意しないうちに、稿案はもう出来あがって罪名は決ってしまっているというしつです。〔私共が〕傍から一語意見を述べたいと思っても、手おくれで、苦慮いたします。どうして、満官だけが苦勞し、漢官だけが樂をしてよいものでしょうか。今後、一切の獄訟は必ずまず満漢司官が均等に訊問し、各自口述を明らかに衙門に呈示して再審を受け、こうして処分が決った後に罪状にあてはめるか、釈放するようにすべきです。」⁽⁴⁾（《慎刑七条疏》一六五三年）

龔鼎孳は満人が苦勞し、漢人が樂をするといった婉曲な表現を用いているが、その本心は満官が漢官の意見を聞かずに裁定し、そのため冤罪に苦しむ漢人の多いことを訴えたのである。同じ年に、刑部左侍郎の衛周祚^⑥は《刑獄五款⁽⁵⁾》で、未結囚のまゝ獄死する者が多いことと、布告の満文が読めぬため難民が土賊と誤られて逮捕されることを指摘している。京官武臣の視界には、司法上の欠陥に苦しむ漢人の姿と、それとは対照的に、建国の勇士としてねぎらいと土地とを受ける満人の高姿勢、さらにその勢力を背景にして民を圧迫する旗下の私人（投充）の横暴とが重

なり映っていた。劉余佑^⑧（戸部尙書）は、畢勒根王（睿親王多爾袞^{ドルセツェン}の別名）が旗人に貧民の私役を許可したのが始まりで満人の庇護を得て「積奸無頼」となった投充に対して地方官が手を拱いている実情を訴え、投充の禁止を懇請した（《請革投充疏》^⑥一六五二年）。続いて王永吉^⑨（戸部左侍郎）も、漢官は督撫ですら投充の脱税・土地占拠を摘発できず、国の法秩序自体が危くなることを上奏している。^⑦

司法制度の改訂によって漢人を守ろうとする京官は、その外にも大理寺卿房可壯^⑩・魏瑄^⑪が六部・都察院での結審を大理寺で覆審する権限を大理寺に要求（一六四五年、五三年）、吏部右侍郎梁清標^⑫が明律に倣った立法を疏請（一六五五年）するなどねばり強い努力を続けた。

しかし武臣たちが漢人の生命を救うためにもっともしばしば用いたのは、満人首脳部に直接、寛恤を要求すること、それも大きな水害・干魃・地震などが起きた時の満人の動揺を見逃さずタイミングよく上疏した。「蔽刑によって姦悪を防ぐことはできません^⑬、寛大なればこそ人心が得られます。」と順治元年に述べた龔鼎孳^⑭は一六四五年の天候不順を失政と民苦に対する天の怒りであると朝廷に反省を迫り、五三年の旱魃（江淮）、五四年の地震（首都圏）の際にも「民間疾苦」「小民之困」を癒せと奏疏した。^⑨一六五二年当時、都察院左都御史をつとめていた房可壯^⑩は、春先の冷害を天の警告とみて「欽恤之仁」^⑩を求めているし、一六五七年、吏部尙書王永吉^⑨は立夏以来の日照り続きに対し、冤罪の獄囚を釈放して刑獄を正し、「天心」に副うよう順治帝に求めた。^⑪

次に京官たちは軍事優先の政策が農民からの収奪によって実施されている事実を指摘し、疲弊した農村がふくれ上った駐屯兵の軍餉を支え切れぬことを訴えた。軍事情が苛酷な新税に転嫁されて民を苦しめ、その民が流民となり叛乱を起し、さらに膨大な軍事支出を要す、という悪循環は明末にすでに孫承沢（当時刑科都給事中のち武臣^⑮）が指摘し

(12) おり、滿州族支配になつて後武臣が言い始めた問題ではない。加えて京官武臣たちは進士出身者とはいへ、崇禎年間を地方官として内乱鎮圧のために戦つた経験を有し、——蕪州知県の龔鼎孳(13)、饒州推官の王永吉(14)、廬州知県の熊文舉(15)のように——「守城の具として火器の性能が優れていなければ敵を破ることはできぬ」と「效用」(実効)をあげることを重視した実力者であつたから中国平定の大事業が巨費を要することは諒解済みであつた。

しかし歳賦二〇〇万兩(清朝發表の公式数字は徵銀二二二八万七千余兩)のうち軍費は平時でも一三五〇万(六七・五%)を食いつぶすというのに、「地方でいったん急を告げる動きがあると大兵の支援を要請し、百姓の血を吸い骨を枯らす賦税でもって(眼前の急(地方鎮圧)のみを救おうとするさまは)肉をえぐつて瘡を塞ぐようですのに、(ところが實際は)無用の辺兵を養っている(のです)。」と、すでに司法面で民苦救済に努めていた龔鼎孳は述べている。江南デルタ地域出身の王永吉は明代から、凶作と貪官にあえぐ農民の實状を記録して徵税法の改訂に努め、降清によつて京官(大理寺卿、戸部侍郎)を歴任してからも前記の投充禁止のほか運河地帯の測量、治水について民累軽減のため上奏を続けてきたがついに一六五二年、「大兵・大疫・大旱・大水がみな百姓に集中し、災難の極にある上に緊急の軍費までが要求されます」(《請採羣議以濟事艱疏》)と訴えた。彼はさらに、六省十五鎮の軍費が七三五万兩、現物支給を加えると八五〇万兩(徵税による歳入の四二%強)にのぼると指摘し、「清朝の兵は民の怨みを招いており、叛乱が起るのではないかと恐れます」(《詳陳核餉清兵疏》)と奏している。軍官の収奪は江浙地方の商人にも及び「舖戸」としていったん登録されると半永久的に日用品を調達させられた。江南で降清した後、兩淮塩運使、揚州兵備道、福建按察使などを歴任し都察院副都御史となつた周亮工(16)は舖戸の姓名冊籍を廃棄すべしと上奏している(《請禁苛派舖戸狀》)。(17)

武臣たちは漢人が受けている経済的圧迫を訴えると同時に、満人の経済政策に対して改善要求を出した。四川出身の柳寅東^⑤（順天巡按）は一六四五年（順治元年二月）、満人が圜地を無制限に行うため、漢人の放牧・耕作が妨げられると述べ、満漢の土地区分を鮮明にしてほしいと摂政王に申し入れた。⁽¹⁹⁾ また、一六四六年、金之俊^⑥（兵部右侍郎）は、「家が代々江南にある上、曾って（明代）督糧道にも任ぜられ、漕務について親しく見ております⁽²⁰⁾」という前書を付けて、明代に做った運糧官制度と明朝兵船を応用した糧船確保とを主柱とした漕運振興策を述べたが、同年末には運輸にたずさわる満人官役が運送夫に対して法外な賄路を要求するのを禁止せよと釘をさす⁽²¹⁾も忘れず、満人首脳部も彼に同意している。陳之遴^⑦（兵部尚書）にいたっては、上奏文に「節省財用」という一項をたて、満人に緊縮財政を要求した。「満洲兵民はもともと質樸を稱賛し、奢侈を驕ることはありません、ただし、吉凶の諸事については、或いは前例を踏襲し、或いは厚情を用い過ぎて、浪費・窮乏することがなきにしもあらずです。どうぞ皇上には古に鑑み、現状をくみ、情を押えて礼に近づかれますよう。満洲兵民が諸事制を典例と為すにあたって儉約に従うのを務めとし、吉慶・宴会・贈物の如きは華美に過ぎぬようにし、敬礼・神祇・祭享で家業を傾けることのないようにし、葬送・孝行では珍貴なものを多く焚きぬよう、その他は推して知るべしです、どうか晁論を加え、陋習と偏見を除いて下さい。」⁽²²⁾（《大道永計疏》一六五五年）

このように、専門知識を生かして各方面の献策を行った京官武臣が施政全般の基本方針として最終的に満人首脳部に要求した事項は「納諫」（諫言を受け入れること）である。諫奏する漢人官吏に対して生殺与奪の権を握る満人に敢えてこの要求をつきつけたのは、自ら最も多く諫奏を政行してきた龔鼎孳^⑧・王永吉^⑨らを中心に、陳之遴^⑦・馮銓^⑩・陳名夏^⑪らいずれも明朝進士合格者で清朝における大学士・尚書歴任の大官僚であり、武臣第四グループに属す

る人々がその殆どを占めていた。

龔鼎孳は「諫諍ノ路ヲ闢クベシ」と題して述べる。「古より君主は災いに遇えば懼れて必ず詔を下し、広く直言極諫の土を求めます。すべて意見上申の路は朝廷の耳目、公平な議論は国家の精気であり、鞚こまづまをかけ鐔を備えて塞ぎつまるのを防ぎ下情に通じるのです。」⁽²³⁾「諫諍の路を闢くと臣が申しますのは、古代の帝王より己れをおき人に従った舜王や、諫に従いもとることなかった湯王の如く、皆広く聴いて矯正の成果を集めてこれを公けのものとしたことです。況んや災に遇って求言したことは歴史に一度ならず記載されています。秦國の地(中國)は、山河險しく西北の奥地は内乱以来疫病絶えず、興安には匪賊が潜伏しています。その上地震、旱など天災が相次ぎ、その準備に關しても綿密とはいえず、湖南の逆賊はなお誅を逃れており、海上の遊魂はまだ武装解除していません。この國を富強にしようと望むなら奏言と人の道を兼ねて施政することです。もし立派な直言がなかったらどうして救いに役立ちましょうか。皇上はどうか虚心担懐に諫言を納められていつも寛大におゆるし下さい。」⁽²⁴⁾(第七款ヲ明白ニ回奏スルノ疏)

直言が身の破滅を招くならば臣下は保身の為に沈黙を守るようになる。一六五七年一月一日(旧一〇月五日)、王永吉^⑧が京師地震の後に出した疏はこの点を指摘する。「……臣が考えますに皇上の親政となつて以来、言を求められたことはすでに一度ではありません。今またお求めになっていますがやはり以前と同様、各々簡条書きに具奏せよといわれるにすぎません。しかし、お気にさわるのをびくびくする源が除かれねば直言敢諫の気は振い立たないでしょう。臣が愚考致しますのに、今まで直言によって罪を得た諸臣についてはその原疏を取り調べて皇上の御覽に入れるべきです。「皇上には」政務の暇に閲覽され、その議論が適切で辞意がきつぱりと正しければ、上は君主たるの徳に關関することから下は民生に裨益することまで、外は國境の安全をはかり内は政治の得失を指摘する、これらいずれ

の意見もその指し示すところをお察しになりますように。他意のない〔疏である〕ことがわかった場合はその多くは甚だいっこくなのですからやはり曲げて御寛恕になり、衷心よりお裁き下さって、「上疏した者の」一、二を表彰し、故人ならばその子孫を官に採用し、生存者ならば罪を酌量して冤罪をすませてやれば、きっと士気はいちじるしく昂まり、かならず直言敢諫があり、皇上の、言を求め異変を止めるあつい御心に副うでしょう。⁽²⁵⁾」

龔鼎孳、王永吉ともに諫言受けいれを要求したのは、現実に天災の起きた直後であり、「天人相感」を前提とし、天災を失政に対する天の「示儆」と説き、失政内容を訴えるという方法は、さきの恤刑要請の場合に限らず、武臣の常套手段であったといえる。満人当局にもたしかに天災への懼れはあり、王永吉がこの上奏を出すより早く、地震の翌日（十一月四日）、に出た礼部への上諭は、「民生」の不安を生んだ失政への天の「儆戒」ではないかと述べているし、⁽²⁶⁾一般に、災害や宗室死去の後には恩赦令が出た。武臣の直訴法は、それゆえ、「民苦」を救うという一般論に止まるうちはたしかに容れられた。が、満人の権力承握に抵触する「諫言」である場合、はたして武臣の期待が満たされたのか、という点になるとはなほだ疑問であり、第三章でさらに詳細な検討を加えたい。

清官としての武臣は、以上の諸奏疏を見る限りでは満人のもたぬ、明官時代からの蓄積による、識見を活用して満人支配機構の中に入りこみ、満漢両民族間に緩衝地帯を作る役割を果たした。とくに第三・四グループの文官は朝廷への積極的な提言によって満人統治の中に明代漢人政治の原型を持ち込み、漢人が異民族支配によって受ける苦痛、違和感をやわらげようとしたかみえる。武臣が漢人官吏であることがこうした異色ある活躍を可能にしたとすれば、他方、武臣が満人協力者であったことは彼らの漢人としての活動になんらかの制限を加えたのではないかという疑問

も出てこよう。漢人の困苦救済に努力した忒臣はいったいどの程度までそれを推進しようとしたのか。満人支配確立の爲彼らが同胞漢人に打撃を与えたことはなかったのか。彼らのいわゆる「良民」とはどの範圍の人々を示すのか。こうした疑問をかかえて、忒臣の奏疏をもう少し読みひろげてみよう。

一六五五年初に翼鼎孳⁽²⁶⁾は軍費増大によってでなく有能な指揮官と將兵の訓練によって南部沿岸地方の海防効果をあげるよう要請した疏の中で言う。「今春、海寇、張名振は突如、崇明・鎮江等を侵犯し、まもなく帆を揚げて去りました。賊の跡は飄然としてたぐらみは測り難いものがあります、秋冬にはもっとも荒れ狂いやすいことは去年の例で計れます、江海の險要な場所は必ず扼防しなくてはなりません。」(江海ノ防ヲ甚シミ、敵加責成ヲ乞ウルノ疏)翌年鄭成功(一六二〇—一六一)が福建の主要沿岸都市を陥すと、翼は「海賊、鄭成功は皇上招徠の大恩をうけながら、招撫されずと忽ち叛きました。今はその上、漳州泉州等の郡を破り、声勢は猖獗をきわめ、「螻蛄のように」身のほど知らずにも天子の軍に刃向っています。」と述べ、さらに一六四六年投降以来、武官忒臣として同安侯に封ぜられている鄭芝龍(鄭成功の父)を鋭く批判した。「同安侯鄭芝龍は、……来帰して十年になりますが……芝龍の従僕諸人は絶えず往来し家と頻繁に通信しています。「鄭芝龍は」子を訓し心を改めさせることができぬのに身をつつしんで罰を待とうともせず、殿中に出入してひそかに陛下に近づいています。子は海辺で拳兵し、父は都下で枕を高くしています。かくてはならじ、とは傍観者でも分ることです。」(海寇ハ釀禍ノ根ナルヲ密陳スルノ疏)

同年、王永吉⁽²⁸⁾(都察院左都御史)も鄭芝龍が「逆子成功」の書信二封を上呈した(五四年末)際、鄭父子について冷淡な感想を述べている。「……臣は鄭成功が家書の中で何事を言ったかは知りませんが鄭芝龍の奏疏について詳細に考えますと……鄭成功にもしまごころから撫に就くのならばひたすら武装解除し、法制を遵守し、報効にげむべき

です。およそ地方の軍事機宜は悉く督撫の指図に従っていますのに、どうしてみだりに閩粵は自分の任地だといえるのでしょうか。その上どうして朝廷が浙海保全を委任するのを希望したりできるのでしょうか。「鄭成功は」気傲り、望み高く、心勇ましく、大胆で、それを恃みにことをしでかそうとしているのはあきらかです。帰順する顔つきをしていても実は二心を抱いています。⁽³⁰⁾（閩浙防患ノ事宜ヲ密陳ス） 吳偉業⁽⁷⁴⁾は清官を二年で辞した江南太倉出身の文人であるが、彼もまた「……鄭成功、張名振はまるで鯨が奔り鯨が噛みつくのと同じく〔海を暴れまわり〕、舟を雲の如くに連ねて嘗っていったん南京を窺ったが、兵がやって来ると逃去り、帰ると再度狡い謀りごとを逞しくする。」⁽³¹⁾（崇明平洋沙ニ海隄ヲ築クノ記）と嫌悪の言葉を記している。

鄭成功を中心にした沿岸の反滿勢力に苦汁を嘗めさせられた馬得功⁽⁵⁾・張存仁⁽¹²⁾・鄧長春⁽²³⁾・吳汝玠⁽²⁹⁾・田雄⁽⁴²⁾・張天祿⁽⁴⁵⁾・常進功⁽⁴⁶⁾・吳六奇⁽⁵⁰⁾・王之綱⁽⁹¹⁾ら、第一・第二グループの武官が淡々とした奏報を寄せるに比して交戦経験を持たぬ京官武臣がかくも「海寇」に敵意を燃やすのはなぜか。また、同族引罪の弊を説き続けた王⁽⁸⁸⁾・龔⁽⁹⁴⁾ら司法専門家が、鄭一族に関しては親子共犯を主張し、同じ武臣仲間の鄭芝龍を告発し、「逆臣」へ追いやってしまったのはなぜか。

沿岸部の動搖は地方官のみならず京官にとっても引責事項となる可能性があり、海商、明の残軍、外国人が出没するのを職務上見過せなかった点がまず考えられる。武臣が朝廷に密着し高位にあればあるほど、治安維持への志向を強めざるを得なかったのである。福建出身の大学士洪承疇⁽⁶⁾は通商問題に精通していたが、順治帝への奏対⁽³²⁾ではやはり外国人との自由貿易に反対し、せいぜいバーター制を認めるといふ消極的な意向を示した。東シナ海を無台に東アジア諸国・ヨーロッパ植民地との密貿易で巨利を得た上、私兵數方を擁して清朝下の沿岸都市を攻略する鄭成功の勢

力を忒臣が容認できないのは当然であった。

次に考えられるのが、安定した士大夫社会になかった下剋上の傾向と共に、混乱期をエネルギーにのりきる冒險商人あるいは流民の勢力に対して進士出身の忒臣が反感を持っていたことである。この点に関する記録は「海寇」についてよりも李自成らの叛乱軍について残っている資料が多い。

「……闖賊李自成は、馬夫賤人でありながら飢民を煽動して数省に流寇の禍をもたらし惨を至尊（崇禎帝）に及ぼした。天地はこのために怒り狂い、鬼神はこのためにしのび泣いている。しかるに彼はしたい放題、得意顔で王と称し帝と称して、斧鉞がその身に及ぼんとしていることを知らぬ。」⁽³³⁾ 明末の兵部尙書張縉彦⁽³⁴⁾（第一章で彼が投瀉の際提出した降表をとりあげた）は、「討賊檄文」の冒題部にこのような一節を掲げた。張が「試みに詳しくその罪を挙げて天下に告ぐ」ところによれば、李自成は米脂の流民でありながら明主を殺し文武旧臣を虐待し、掠奪、暴逆のかぎりを尽している。三年間は免税すると言って百姓を、好遇すると言って官吏をとものにいつわり、勢力を伸張して年号、国号を僭称するに至った、これらの罪悪は朱榮・黃巢⁽³⁴⁾の再来に匹敵する、というのである。また、龔鼎孳⁽³⁵⁾は清官辞退希望の中で、「……流寇は城を陥し〔臣は〕拷問にあい骨は折れ脛は断たれて一族もろとも井戸にとび込みましたが、住民に救われ、痛む傷をかかえて山谷に逃げのび、〔そこで〕殿下（睿親王）の義旗が醜類をいちはやく目指して来るのに逢いました。盗賊のあばれたのは一時のことで臣民はよるこんで煮え湯と烈火（戦禍）を離れました」と述べて自身が一時李自成下で北城巡視の地位にあったことにはまったく触れていない。

「從賊」の経歴を持つ忒臣のこうした李自成批判は、非士大夫階層に対する文官の不信感をいっそうよく示しているようにみえる。この不信感、清朝になった後、忒臣達（李鑑⁽³⁶⁾・曹溶⁽³⁷⁾・黃図安⁽³⁸⁾・傅景星⁽³⁹⁾）が李自成に抗して

死んだ明官の忠節旌表を要求したこと⁽³⁶⁾——清軍に抗した明の忠臣については公的に表彰を求めることはなく、むしろ投降者の優遇を請うたにもかかわらず——によっても確かめることができよう。内乱指導者や海商を「闖賊」と呼ぶことは、たしかに清朝の方針にかなうことではあるといえ、文官武臣がこれら新興エネルギーをはっきり敵視することは自分の住む士大夫世界の維持のために不可欠だったのである。

ここから、武臣が守ろうとした漢人「良民」の範囲がおのずと明らかになる。武臣は民が官僚士大夫の支配機構を支える限り、これに「良」の形容詞を冠せ、その限りでのみ清人支配の衝撃をできるだけやわらげようとしたのである。同時にこの点から武臣が秩序・治安維持の能吏として思想統制の側にまわったことも説明できよう。第三・第四章で詳述する如く、武臣は在世中から清朝に明朝陋習の保持者として浮薄・軟弱な点を批判されたし死後彼らの著述は次々に異端視され禁書となった。しかし、当時、武臣自身は清官として治安維持のために働いていることを疑わなかったし、実際、孔子神碑を建て（国子監祭酒李若琳⁽³⁶⁾）、觀風碑を配し（茶馬巡撫許之漸、民衆が公道に旗をたてたり、頌歌を帖るのを禁じ（福建按察使周亮工⁽³⁶⁾）、衙門官員の私交を禁止させ（礼部左侍郎孫之鑑⁽³⁷⁾）るなど、体制の強化に協力していたのである。士大夫世界の枠内でしか生きる途を見出し得ない武臣の体質を清人当局は巧みに把えていた。清人は、多くの武臣の嗣子に、「廢一子入監讀書」「廢一子中書舍人」などの恩典を与え士大夫としての生活を保証する一方では、父親の武臣たちを使って、正統王朝としての清朝の權威を作りそれを士大夫に認めさせる為、官本を編纂させたのである。《太宗文皇帝実録》《太祖太宗聖訓》《校訂大清律》などがそれであり、また《明史》編修、《明宗禎碑》建立などは、北方から明朝を圧迫しつづけた清人にとって歴史から都合の悪い部分を取り去り、明の滅亡原因を自壊作用に帰すために必要な仕事であった⁽³⁹⁾。武臣にとっては快い任務であったとは思われないが、彼らは黙々と

して従ったのである。

註

第二章

- (1) 朱希祖輯、《順治元年内外官署奏疏》一卷、民国二〇年（一九三一年）国立北京大学研究所国学門景印本。
- (2) 土国宝^㉔（江南巡撫）は兵餉不足を訴えて増派を要求し、李国英^㉕（四川巡撫）は四川省成都の平定によってその地の収獲を軍餉にしようとした。順治前半、兵士には定給なく、そのため南部諸省は清軍の徵発に遭って米餉が暴騰し、饑饉は明末よりも甚しかった。
- (3) 一六四五年江南征定の直後、龔鼎孳^㉖、熊文舉^㉗らは、「学臣」「投順各官」の登用による文治をあいっいで要請（《世祖章皇帝実録》卷一六一—一七）し、劉漢儒^㉘も、南部出身者を巡按に起用するよう進言（同、卷一八）した。また、大学士の資格で江南招撫の任についた洪承疇^㉙は、経費を節約して、賊を——民をでなく——征圧することを用兵の要諦と述べた（《経略洪承疇奏対筆記》、前出、卷上、九b）。
- (4) 「……近見大小獄情、回堂時多止有清字、而無漢字。在滿洲同堂諸臣、虛公共濟、事事与臣等參詳。然倉卒片言、是非立判。本末或未及深晰、底案亦無從備查。至於重大事情、又多從清字翻出漢字。当其訊鞫之頃、漢司官未必留心、迨稟案已成、罪名已定。雖欲旁質一語、輒苦後時、是何滿司官之独旁、而漢司官之独逸也。請自今以後、一切獄訟、必先從滿漢司官、公同質訊、各注明切口詞、呈堂覆審、發落既定、或擬罪、或釈放。……」賀長齡輯、《皇朝經世文編》卷九三、八b—九a
- (5) 《皇清奏議》、前出、卷六、一五b—一七a、この上疏は《皇朝經世文編》卷九三、一四a—一五bに《清理庶獄五条疏》として収録された。
- (6) 《皇清奏議》、卷五、二b—四a
- (7) 《大清世祖章皇帝実録》、前出、卷七〇、一九a—b

- (8) 「……夫敵刑不足以防姦、而寬大固可以得衆。」《大清世祖章皇帝實錄》、前出、卷一一、一〇b
- (9) 龔鼎孳《龔端毅公奏疏》八卷附一卷、光緒九年（一八八三年）一四世孫彥緒聽彝書屋重刊本、卷二、九a—一二a、請行鑄郵疏、三二a—三八b、因災變條上七事疏
- (10) 《大清世祖章皇帝實錄》、前出、卷六三、一四b（一六五二年四月二七日）
- (11) 同右、卷一〇九、一二b—一三b（一六五七年六月三日）
- (12) 孫承沢撰《學典》三〇卷、道光二年（一八二二年）葉志詵鈔本、卷二八、崇禎一二年（一六三九年）參照。孫承沢^⑧は銀庫を巡視し、旧餉が四九七万兩弱であったのに、新餉（收増加遼餉九一三万兩余、收増加練餉七三五万兩弱）が三倍以上に膨み、「小民は力を竭して兵を養い、兵は餉を貪って賊を玩ぶ」と兵部尙書楊嗣昌（一五八八—一六四二）の増稅策を非難した。
- (13) 「守城之具、非銃砲堅利、無以破敵。」非儲蓄衆多、無以足緩急之用。……龔鼎孳撰、《龔端毅公浚川政譜》二卷、光緒七年（一八八一年）合肥龔氏重刊本宝謹堂藏板、卷一、予防、一六b 火器。
- (14) 一七世紀中期における《致用》は、漢和辞典に訳出されている「実用をそなえる」という意味よりはむしろ「実効をあげる」という意味に用いられたと筆者は考える。《致用》は、一六二〇年代にめざましく活躍した「西学派」（明朝補強のためヨーロッパの火器や諸科学を輸入しようとした官吏）のスローガンであった。（第四章註（33）参照）
- (15) 一曰、核武備之美。國家歲賦登於版曹者二千万、而諸路養兵之費則已多至一千三百五十万、餉既如此、宜兵足用、「乃地方一有警急動、輒籲請大兵、以百姓血斤髓枯之錢糧、剗肉補瘡、養無用之戍卒。」《龔端毅公奏疏》、前出、卷二、三六b—三七a
- (16) 「……大兵大疫大旱大水並集一時、以至急之軍需、問之於極災之百姓。……」《皇清奏議》前出、卷四、一六a
- (17) 為持重之說者必謂、「清兵招怨、恐生釁端、……」同右、一六b
- (18) 《皇朝經世文編》、前出、卷二三、吏政、一一a—一二b
- (19) 《大清世祖章皇帝實錄》、前出、卷二、二b—三b

(20) 《皇清奏議》、前出、卷一、九b—一b、漕務八要

(21) 《大清世祖章皇帝實錄》、前出、卷二、四b（一六四四年二月三日）

(22) 「滿州兵民素稱樸實，非有驕奢，但吉凶諸事，或循例相沿，或用情過厚，不無多費致窘。請 皇上稽古酌今，裁情就禮，將滿州兵民諸事制為典例，務從儉約，如吉慶宴會幣物毋過豐華，敬禮神祇祭享毋傾家業，送終致孝珍貴毋多焚化，其余可以類推，須深加曉諭，除其習見。……」《皇清奏議》、前出、卷九、一四b

(23) 「自古人君遇災，而懼必下詔，庶求直言極諫之士。凡以言路者，朝廷之耳目，公論者，國家之元氣，懸詔設鑾，所以防獲蔽而通下情也。」《龔端毅公奏疏》、前出、卷二、三七b

(24) 「臣所謂闢諛諂之路者，蓋以自古帝王，如大舜之舍己從人，成湯之從諫弗咈，皆集糾繩之益，以廣聽納之公。況遇災求言，載在往史，不一而足。秦地山河險固，西北奧地寇變以來，瘡痍甫息，而興安伏莽，又見震驚未雨，網繆所闕不細至，湖南之逆孽尙爾逋誅，海上之遊魂未聞解甲。欲富強之，立奏与仁義，而兼施。不有讜言，何資補救。我 皇上虛懷受諫，每每曲示優容。……」同右、四五b—四六a

(25) 「……臣思 皇上親政之後·求言已非一次。今即再求，亦不過如往日·各具条陳爾。不除瞻顧忌諱之根，恐直言敢諫之氣，終未可鼓也。臣愚以為凡從前因言獲罪諸臣，宜查取原疏，恭進 御覽，万幾之暇，詳加省閱，果有議論剴切，詞意抗爽，或上閔君德，或下裨民生，外而籌畫封疆安危，內而指陳政治得失，察其立言之指·既無他意，即中多激懇·亦必曲為寬恕，斷自宸衷，表彰一二，亡者錄其子孫，存者量予昭雪，將見士氣激昂，必有直言敢諫·以副 皇上求言弭變之盛心者矣。」《大清世祖章皇帝實錄》、前出、卷一一二、五a—六a

(26) 《大清世祖章皇帝聖訓》六卷、康熙二六年（一六八七年）勅輯，乾隆四年（一七三九年）序刊本、卷一、儆戒、一六a—b

(27) 「今春、海寇張名振突犯崇明鎮江等處，未幾復揚帆而去。賊踪飄忽，蓄謀叵測，秋冬之際，尤易狂逞，如去年已事可鑒也。江海險要等處，必須在在拒防。……」《龔端毅公奏疏》、前出、卷三、一a—b

なお、張名振（侯服、一一六五四）は魯王の部将（定西伯）で、舟山を根拠地として反滿活動を行った。明朝野史では「忠臣」として記録されており、龔鼎孳の「海寇」という表現は鎮圧者清官としての武臣の立場を示すものとして印象深い。

(28) 「海賊鄭成功負皇上招徠之大恩、旋撫旋叛、今且攻破漳泉等郡、声勢猖獗、奮螳臂以抗王師。……」同右、卷三、二一 a

(29) 「同安侯鄭芝龍……米帰今十年、芝龍僕従諸人、往来不絶、家信頻通、既不能訓子革心、又不肯束身待罪、出入殿陛、密迓宸暇。子弄兵於瓊、而父高枕於郡下、行路之人、知其不可。」同右、二二 b

(30) 「……臣不知鄭成功家書中所言何事、但就鄭芝龍奏疏、詳細思之、……鄭成功如果实心就撫、但当解甲投戈、遵守法度、効報効。凡地方兵馬、機宜悉聽督撫調度。何得妄以閩粵為己任、又何得冀望 朝廷委以保全浙海。氣傲志高心雄胆大、要挾顯然。

雖貌為帰順、而実懐二心。」《皇清奏議》、前出、卷七、一〇 b 王永吉は、鄭成功が僭越にも福建・広東地方における実権を清朝から委任されたかの如く述べていると非難し、妄想も甚しいときめつけているが、世祖実録によれば滿人首脳部は二六五三年以来、これらの地方を与えてでも鄭成功を招降したい意向を表明していた（卷七五、七 b、卷七八、三 b）。それゆえ、王永吉の疏は鄭成功に対して不当に厳しく、かつ、鄭を武臣仲間を迎える気持が毛頭ないことを示したものといえる。

(31) 「……鄭成功張名振、鯨奔鰐噬、連疆如雲、嘗一闕金、焦兵至佚去、既帰狡謀再逞。……」吳偉業撰《梅村家藏藁》五八卷、

詩補遺一卷文補遺一卷、景武進董氏新刊本、四部叢刊集部所収、卷四〇、四 a

(32) 《経略洪承疇奏对筆記》、前出、卷上、一四 b 一五 b

(33) 「……闖賊李自成、以馬夫賤人、鼓煽飢民、流禍教省、慘及至尊。天地為之震怒、鬼神為之飲泣、彼方恣肆得意、称王称帝、而不知斧鉞之将及其身也。……」《依水園文集》前出、卷二、八二 a 一 b

(34) 朱榮は野盜、黄巢は塩梟から次第に強力な軍勢力をたくわえ、いずれも唐代に一時皇帝を僭称したが敗れて惨死した。

(35) 「……流寇陷城、夾拷慘毒、骨脛折断、闔門投井、為居民救難、衷痛扶傷逃命山谷、逢 殿下義旗、迅指醜類、宵奔一時、臣民欣離烽火。……」《順治元年内外官署奏疏》、前出、兵料給事中龔鼎孳謹乞恩宥放疏

- (36) 《大清世祖章皇帝実録》、前出、によれば武臣は殉節の明臣として大学士、巡撫、地方官の名を列挙し、旌表を求めている。
- (37) 《大清世祖章皇帝実録》、同右、卷一三、一一a、卷一七、一四a、および陸寿名・韓訥輯《治安文獻》一〇卷、康熙三年（一六六四年）序香草堂刊本、卷八、二一b—二二a、四二b
- (38) 《武臣伝》、前出、および《大清世祖章皇帝実録》、前出、によれば《武臣伝》中の武臣のうち、二〇名（ $\frac{1}{6}$ ）以上が一人入監の特典をうけている。
- (39) 明史・明皇帝碑の編修命令を受けたのは、金之俊^{④①}・胡世安^{④②}・王鐸^{④③}・李若琳^{④④}ら、清史・清皇帝聖訓・大清律の編修命令を受けたのは、洪承疇^{④⑤}・王弘祚^{④⑥}・宋權^{④⑦}・金之後^{④⑧}・王鐸^{④⑨}・吳偉業^{④⑩}・馮銓^{④⑪}・衛周祚^{④⑫}らいずれも第三・第四グループの京官である。

第三章 滿人王朝の武臣処遇

睿親王摂政時代（一六四四—五〇）から世祖順治帝（福臨、一六三八—一六六一）親政（一六五一—一六一）に移って五年目、各地の叛乱もしいに滅り、清朝支配を受けぬ勢力としては、南部沿岸地方の鄭成功および雲貴地方で桂王を奉じる孫可望（五七年降清、義王に封ぜらる）^{④⑬}らの軍勢を残すのみとなった一六五四年（順治十一年）、宰輔大学士兼吏部尚書の陳名夏^{④⑭}が絞首刑に処せられた。

この事件は、滿人支配下で漢人官僚としては最高の位置にまで登りつめた武臣がはじめて死刑宣告を受けたという衝撃的なものであった——じっさいこの事件に関する記録は大清世祖章皇帝実録（一六五四年）および世祖章皇帝聖訓の重要部分を占めている——ばかりでなく、告発が賄路や殺人、或いは誣告等の明確な犯罪によるものでなく漢官の反滿感情や漢官相互の「結党營私」といった立証困難な点を表面に掲げておこなわれた、という事件内容の特殊性か

ら、さらにまた、この事件以降、当局による武臣糾弾が頻発し、しかもそれが陳名夏の例をひきあいに出しておこなわれた事実によって知られる事件の影響力の大きさから、武臣の出現以来もつとも注目すべき事件の一つである。筆者は第三章を始めるにあたり、この事件を分析し、満人首脳部がこの強硬措置をとった原因を探りたい。さらに満人が陳名夏のみならず武臣群をいかに処遇したか、そしてその処遇が当局のいかなる武臣観、漢人観に基くかを知りたい。陳名夏が罪を問われるに至った端緒は、漢軍籍ながら一六五三年に滿洲大学士を与えられた甯完我（万涵、公甫、一六六五）が一六五四年四月一七日（旧三月一日）に行つた劾奏である。これにより陳名夏はまず、薙髮・滿州衣冠など漢人に義務付けられた滿州風俗に反対したことを糾弾された。

「……〔陳名夏は〕我朝の薙髮を痛恨し、我國の衣冠を賤しみ、旧知の士紳を蠱惑して南部出身者の結党をよびかけ、公務をふれこんで私事を行い、禍心を蔵して擾乱を首唱しています。そのことがどうして明白かといえますと、名夏はかつて臣（甯完我）に『天下の太平を求めるなら、私の考えでは二つのことを取り決めればそうなります』と謂いました。臣が何かを問いますと、名夏は帽子を推やり、首を撫でていいました。『留髮させて衣冠を（旧に）復せば天下はすぐ太平になります。』臣は笑っていいました、『天下が太平になる、ならぬは、もっぱら薙髮する、しないということにかかっているわけではない、崇禎年間にはべつにまだ薙髮していたわけではないのに、何が因で国が滅ぶ羽目になったのか。治政の要諦はただ法制を厳正にすることにあり。官に廉恥心をもたせ、郷紳に人を害わぬようにさせ、兵馬を多く強くすれば、民は心服し天下はしぜんに太平になる。』名夏は『仰せのとうりです、しかし、髮を留めて衣冠を復すのは第一の重要事です。』といいました。臣が思いますのにわが国の人々（滿州人）が明朝の一〇分の一にも匹敵しない（人数な）のに天下を統一できたのは、衣服が馬術・弓術に便利で、兵馬が屈強なためです。今、名夏

が寛衣博帯を欲し、清〔の風俗〕を明〔の風俗〕に変えようと欲するのは、わが国（清）を弱めようと計っているのだ⁽¹⁾です。」

以上のように甯完我は、陳名夏の反満感情を証明できると主張し、次には、陳名夏の反満感情が表面化して結党營私の行動に発展したと指摘した。甯完我が結党營私の内容として列挙したのは、一、陳名夏が官吏達の抛出金によって江寧に構えた邸で、その子陳掖臣は（父の権勢を借りて）満人をも面打する横暴をきわめ、蓄財を賄路に頼っている、二、陳名夏は、結縁関係にある人々——浙江道員史儒綱、吏科給事中魏象樞、——や私利に役立つ人々——吏科官員趙廷先、進士張天植——を昇任させ、彼らに便宜を計った、三、公簿や上諭草稿の中で自分に不利な部分があれば勝手に抹改した、等の点である。

宰輔による宰輔のこの告発に対して満人首脳部の反応は速く、勅命によりただちに内三院・九卿・科・道・詹事の合同調査が行われた。そして吏部衙門等から劾奏が事実という回答と、処罰として陳名夏の斬死・家産没収・妻子流徒（盛京）等の提案が出されると、貝勒以上の満人に大臣（滿漢）を加えた会議が開かれた。ここで求刑妥当との上疏が出ると、四月二七日（旧三月五日）順治帝は、陳名夏の絞首刑（斬より減刑）・家産分散・ただし妻子奴隸化は免除、という旨を与えた。旨の一週間後の四月四日（旧三月一八日）にはやくも順治帝が都察院科道等の官員に対して「陳名夏の姦悪を爾らにはよく知りながら、これまで法を懼れて黙っていたのは、それだけですでに職務怠慢である。……今陳名夏はすでに正法を経た。爾らには輕罰を与えていささか懲戒を示す⁽²⁾。」と論しているところから、刑はすぐに執行されたと考えられる。

甯完我の劾奏から死刑までの経過を見るかぎり、この事件はきわめて突発的で処分は一方的にすぎないように思われる。公然と奏疏によって難髪反対を表明した官吏もいた時代⁽³⁾に風俗を明代に復する希望を同僚に洩らしたとしてもそれがただちに国家叛逆罪として死刑をもたらすほどの行為であったのか。また、文武高官を問わず、有力者間の結縁を祝福する傾向があった当時、陳名夏が数名の官と姻戚関係にあったことをただちに「結党」と断定できたであろうか。さらにまた、一万兩を超える汚職が摘発されても高官に対しては革職が最大の罰であった⁽⁴⁾順治年間、数千兩の「私利」を得たという告発が満人当局を驚かしたであろうか。すなわちこの劾奏だけではどの点を取っても死罪に結びつくとはいえないのである。

極刑は陳名夏個人に係わる特殊な事情によるのか、あるいは満人の取締りがにわかに厳しくなったのか、この状況を明らかにするためにまず、一六五四年以前に陳名夏が朝廷でいかなる評価を（具体的には批判を）受けていたかを調べねばならない。

一六四五年に投誠、早くも三年後に吏部尙書（順治下初代の漢人尙書）に昇進し、一度も外転されることなく睿親王^{ドルゴン}多爾袞に重用されてきた陳名夏は、順治帝親政になった年（一六五一年）にはじめて批判を受けた。劾奏者は同じ文官武臣の張燠⁽⁵⁾で、陳名夏より一五年も早く進士になった（一六二八年）人であるが明代から訐奏した各で入獄・流刑を経験し、清官（地方官）になってからも貪官を劾し続け、五一年春の御史甄別（洪承疇⁽⁶⁾が首唱）で外調になったばかりであった。《十罪不法⁽⁵⁾》の名で記録される張の劾奏によれば、陳名夏は故睿親王に諂い、大学士洪承疇⁽⁶⁾・馮銓⁽⁷⁾と結託したほか、徐起元⁽⁸⁾、陣之遴⁽⁷⁾、孫之解⁽⁸⁾（故人）、傅景星⁽⁹⁾、李元鼎⁽¹⁰⁾らのために昇進、優卹などの便宜をはかった反面、私利に結びつかぬ官吏龔鼎孳⁽¹¹⁾——しばしば馮銓⁽⁷⁾を前朝の魏忠賢一派・東林党弾圧者として非難した

——らを降級するよう働いた、結党管私の中心人物というのであった。しかしこの時は陳名夏は罰せられずに済んだ。当時一五才の順治帝は政務を翼親王滿達海（一六五二）に委ねて北辺の狩獵に行っており、評議には同僚吏部尙書譚泰（滿州正黃旗人）の強力な陳名夏支持が有効であった。かえって劾奏者張煊^⑤が誣告罪に問われ絞死に処せられた。

形勢は翌年になると変化する。譚泰が失脚し張煊は冤死と断ぜられ（二月）、陳名夏は洪承疇と共に和碩鄭親王・承沢親王・内院・刑部による再審理を受ける。洪承疇の嫌疑——陳名夏・陳之遼^⑦と火神廟で密議——は、御史甄別のためという洪承疇の供述に反証なく、また洪は福建に帰る母を旨を得ずに送ったことを率直に認めて順治帝から許された。しかし陳名夏は「声をはげましていいはり、言葉をはぐらかし、詰問されて申し立てにつまると哭いて投誠の功を訴えた」、そこで順治帝は「名夏が次々に人をあざむく小人であることをはじめて知^⑥」り彼を革任した、と実録は伝えている。

この革任を含めて、陳名夏は張煊劾奏以後三年間にじつに一〇回にもわたる弾劾を受ける。同じく五二年、彼は御史二人から劾奏され、その劾疏議覆を遅らせたかどで高爾儼^⑧（吏部右侍郎）、孫承沢^⑨（兵部右侍郎）、熊文拳^⑩（吏部左侍郎）らが罰俸に処せられた。

翌五三年二月、黃隲李三という「一小民」が各衙門の官吏に勢力をはり巨富を得たことが発覚した。陳名夏は大学士の范文程（憲斗、一五九七—一六六六）、額色赫^⑪（額色黒とも書く、滿州鑲白旗人）、甯完我、洪承疇^⑫、陳之遼^⑬らと共に事前に告発しなかったことを順治帝に難詰された。この時、甯完我らは終始無言であったが陳之遼は、「その事を許奏した場合皇上の睿明によってすぐに正法が行われれば誠に善いのですが、もし死罪が有されることにでもなりますと、許奏した者は必ず裏でその仕返しを受けます。そのために畏れて言えないのです。」と回答し、皇帝からは大臣で

ありながら利害にびくびくして大悪を見過しそれで忠臣といえようかと叱責を受けた（二月一日）。半月後（二月二十七日）、順治帝が再びこの事件にふれると、陳名夏は、「李三が悪人とはいえ、御史一人でこれを治められます。臣等がかたじけなくも大臣になりましたが姦悪の摘発は臣の司どることではありません。その上、李三は手がかりを広く通じており、言いだした者に禍いが随ってきます。一身のことを重んじるのはやはり人情の常です。」と陳之遴の発言を認める立場をとった。さらに陳名夏は、「李三はほんとうはたいした妨げにはなりません。官民がほんとうに畏れているのは、都城五方いたるところ、李三のような者にと欠かず、今日一人の李三が裁かれても明日は別の李三が出てくることなのです。李三は各衙門の胥吏とひろく結託しており、そのために人みな彼を憚かるのです。要は抜本的な処置をとることです。人々が皆毅然として悪をまねようとしなくなれば、あの李三などどうして論ずるに足りまいしょうか。」と述べ、満人権力が陰に支持している小悪人を漢人高官が根絶することはできぬという悩みを表明している。なお、陳名夏はこの対話の中で「今、皇上が臣等を引見され、満漢は一体できながら一家の父子のようです。今後は諸臣かならず心をあわせて国に報じ、もう「一身を」重んじることは致しません。」と漢人官僚としての希望的観測を述べ、帝も直言をためらうなと応えている。

だが、それから一ヶ月もたたぬ三月八日（旧二月九日）、順治帝は陳名夏、洪承疇を含む大学士五人を前に、漢人官吏への不満を表明する。皇帝不興の直接理由は詹事府小詹事（四品）の李呈祥（吉津、木斎、崇禎進士）が都院衙門には満人でなく漢人を任ずるよう要請したというのであった（李呈祥は満官を譏った各で盛京に流徙）。しかも、順治帝の発言——「……朕は満漢を分けず、一体として心にかけてきたのに爾ら漢官はどうして逆に異心を抱くのか、もし筋を通して言うならば、まっさきに満州（人）を崇めてもとより然るべきだ、想えば爾等の多くは明季の臣であるためにこ

うした妄言をするのであろう。」——は陳名夏ら武臣一般に向ってはじめて表明された満人優先思想にほかならず、前月の対話での「滿漢一体」は漢官の幻想にすぎないことを陳名夏に思い知らせるものでもあった。

翌日（三月九日）、陳名夏は礼服一襲と白金一〇〇両を賜わっている。しかし孫承沢^⑤（吏部左侍郎）が吏部尙書の欠員に陳名夏を疏薦したことから順治帝は即日、文官の「相互結党」を警告する諭を出した。

次に陳名夏をまきこんだのは同じく三月に起きた任珍^⑥（武臣第二グループ）の事件であった。すでに一六五二年病氣解任となって北京に帰っていた任珍が罪に問われたのは與安総兵官であった頃の家人擅殺であり、その発覚が遅れたのが、京官とくに兵刑二部の汚職——任珍の贈賄により黙過——の故と判定されて騒ぎが広がった。まず兵部侍郎李元鼎^⑦が流徒五年・杖一〇〇・罰金、刑部尙書劉余佑^⑧が革職・杖一〇〇・罰金を宣告された（三月三日）。ひき続いて五月五日（旧四月九日）漢官二八人が事件不拡大の提議をしたとして、陳名夏（吏部罷職）を筆頭に陳之遴^⑦、金之俊^⑥、胡世安^①、王永吉^②、劉昌^③、傅景星^④、衛周允^⑩、徐起元^⑪、孫承沢^⑤らが降級・罰俸の処分を受けた。この頃、陳名夏、陳之遴、李化熙^③らがあいついで養親ないし帰葬を理由に暇乞いをしているのが注目される（^⑫）（帰省不許可）。

陳名夏が係わった五三年最後の事件は、十月（旧八月）の世祖廢后である。順治帝は、現皇后が帝の幼少時に睿親王によって配偶者と定められた「無能之人」であると言って靜妃に降したが、馮銓^⑫、陳名夏^⑬、劉余佑^⑭、胡世安^⑮らは、過失なき在位三年の皇后を廢するのは帝王の道に反すると強く批判した。結局、満人首脳部の会議で鄭親王濟爾哈朗らが順治帝の主張を全面的に受け入れて（一月二五日）この事件は終わったが陳名夏ら漢官に対する満人皇帝の焦立ちはもはや解消できない点に達していた。

翌五四年二月二七日（旧正月二日）、順治帝は陳名夏と呂宮（長首、蒼悅、金門、一六〇三―一六四）に、「近年朕は漢官を恩顧を与えること満官より以上のものがある。そもそも満官は太祖、太宗の時から力をつくして征戦に従軍し、万死をのりこえた、まさに朕の優待を受けるべきだ。漢官はいったい功績があつて優待を受けているのか。既に朕の恩を受けているのだから、忠を尽くし恩返しを期すのみではないか。」⁽¹³⁾「数年来、むなしく努めてきたが、思えば朕は愉快であつたためしがない。昇進すべき者が〔順当に〕昇進してすらも、恩返しを思わないのは悪いのに、昇進すべきでない者が拔擢され任用されてもさらさら恩返しを思わず、かえつて己の才の致すところだと謂うしまつた。」⁽¹⁴⁾と漢官全体への不満をつきつけ、三月二八日（旧二月一日）には内院に重臣を集め、「……人々を集めて会議をひらき衆議に及んだ時、多数が是とするのに一人だけ自分の意見に固執していたずらに論争するのはまさにすべきことではない。すでに多数が是とした以上、これに従うべきだ。もし常に勝とうとする気持があつて、あきらかに自分の非を知りながら言い張るのは、たんに政事の妨げとなるのみならず、国家の体面をけがすものでもある。早速きびしく改めるべきだ。」⁽¹⁵⁾と強弁をやめるように命じた。

しかしこの席で最後まで発言の自由を貫こうとしたのは陳名夏と馮銓であつた。二人とも、誤りをおそれぬ直言こそが臣下の道であるという信念を披瀝した。陳名夏は「上諭を承わり、小事でも、こまかに戒めつつしんでおります、大事に遇えはどうして御心を知つて改めようとしなないでいられますよう。」⁽¹⁶⁾と直言が「国体」をけがすものではないことを明言し、馮銓にいたつては、「およそ、まちがつて論争する者は、非を自分で知らぬから〔論じるのに〕ほかなりません。非を知つていたら、どうして論争などするでしょうか。」⁽¹⁷⁾と述べ、順治帝の論理矛盾を痛烈に衝いている。こうなると権力者に残るのはもはや強権発動の警告のみである。順治帝はこの二人に「……もし意のまゝにみだり

な行為をし、重罪を犯すことでもあれば、朕は許そうとしても国法が大目に見てくれぬぞ。」と告げ、列席の満臣たちはかしこまってそれを聞いた。これが陳名夏に与えられた最後の発言機会であった。二日後、この章の冒頭に掲げた甯完我の劾奏が出たのである。

以上、陳名夏劾奏までの経過を追ったことにより、少くとも二つの事が判明した。一つは、甯完我の劾奏の両ポイント（結党營私・反滿感情）のうち、前者は、内容的には既に一六五一年以来蒸し返され尽くした議論であること、もう一つは、反滿感情という漠然たることを甯完我が言い出すまでもなく、滿人首脳部は直言を憚らぬ陳名夏ら漢人官吏群に僻易し、「反漢感情」とでもいうべき焦立ちを持っていたことである。しかもこの焦立ちは、年々ともにつのる一方で、五四年の春には最悪の状態にきていた。したがって甯完我の劾奏が出た時には首脳部は劾奏の正否を検討するといった状況を超えてしまっており、このうるさい漢人官吏の頭領の口を永久に封じる準備を完了していたといえるのである。

だが、それでは第二章で忒臣の実績として私たちが挙げた内政各面の献策、さらに「納諫」要求とは、じつは満人にとっては施政上のおそるべき妨害に過ぎなかったことになる。そもそも滿人首脳部が忒臣を側近とし、部院の尙書に任じ、会試・殿試等の考試官を命じ、法制・官制・賦役等の専門書を編纂させたのは、漢人官吏の「直言」に期待した証拠ではないのか。この矛盾を前に、私たちは、陳名夏がかくも多くの弾劾にさらされた、その過程はたどり得たが、彼の諫言の封殺された原因が個人の特殊な事情によるものか、という最初の問いにまだ答えていないことをあ

らためて痛感させられる。

陳名夏は漢人官吏としての点で不適格とみなされたのか。いいかえれば滿人首脳部が武臣の活動を、貢獻あるいは妨害と判別し評価した規準とはいったい何であったか。この点を鮮明にしなければならぬのである。従って私たちは、滿人朝廷の武臣待遇を、陳名夏からさらに複数の武臣へと対象をひろげて考察せねばならない。陳名夏処刑までの経過にひき続き、事件以後の京官の動きを追求しよう。さらに地方官・武官に対する清朝の処遇をも検討する必要がある。

陳名夏処刑後、順治帝はたてつけに彼に関する上論を出して臣下を戒める。五月四日（旧三月一八日）、都察院科道諸臣への上諭は、「陳名夏の姦悪を爾等は明らかに知りながら、これまで法を懼れて言わなかったのはそれだけで職務怠慢である。面責すれば、風聞はありますが実証を得ていません、と皆がいう。朕は深宮に居て且つなお洞察するのに爾ら耳目の職にありながら何も見聞せぬとは何とポカンとしているのだ。明らかに知っていることを言わず、さそいあって欺きかくしているのだ。国のため、君のため、臣下の忠愛の道が、このようなことでよいのか。今陳名夏はすでに正法を経た、爾らには輕罰を加えて懲戒を示すこととする。」⁽¹⁹⁾さらに五月一九日（旧四月二四日）には同じく都察院諸臣に対し、「朕は近日言官糾參の章疏を見ると、みな陳名夏とかかわりがある、或る者は名夏の親戚とい、或る者は名夏の党人という、このようにごたごたとしていては朝廷にはまるで善人がいないようだ。爾ら言官はいま既に正しい意見をもっているが、なぜ陳名夏の悪が発覚する前に言わなかったのか。」⁽²⁰⁾この二つの上諭によれば、一六五四年当時、滿人当局が都察院の漢人官吏に「言を求め」場合、順治初期（睿親王執政期）におけるような政

治への提言ではなく、漢人仲間の有力者を告発する声を求めていたと言うことが出来よう。この点で世祖親政は、睿親王が漢人間の告発を明の陋習としてしましめたのと対照的に、むしろ漢人を内部抗争させることで陳名夏のような大官僚の力を削いでいく方針を採ったのである。それ故、これらの上諭は一見、陳名夏事件再発を防ぐ目的で出されたかに見えるが、次々に起る京官式臣弾劾の前ぶれのような役を果した。

この年の九月、魏瑄⁸⁸（督捕侍郎）——順治初から恤刑を要求した京官の一人——が逃人隠匿の嫌疑で盛京へ流徒になると、大学士王永吉⁸⁹（第二章参照）が魏瑄に協力した嫌で滿人諸王大臣に告発された。九月二八日の旨は、「王永吉は破格の拔擢で〔朝廷の〕枢密に任命された、ひたすら忠勤をばげんで国のためにつくし恩返しをとなえるべきである、〔しかるに〕過日、諸王大臣が呂焯の一件について会議し事件の内情を詰問した、すると〔王永吉は〕威張り憤怒し、まったくおとなしくうやまい慎しむ気持がない、どうして陳名夏の旧態をまねようとしていないといえようか。」と、陳名夏を引きあいに出して王永吉を断罪している（王永吉の処分は降一級・罰俸六ヶ月）²¹。

王永吉と共に滿漢の不公平をなくす努力をし、「納諫」を要求していた龔鼎孳⁹⁰も翌年（一六五五年一月）吏部への上諭で「朕が大理寺の覆奏する本章を覽る毎に龔鼎孳は往々異議を唱えている。事が滿州〔人〕に係わる場合には滿官の議と同一であり重く律するのに賛成する。〔ところが〕事が漢人に係わるとたいいていべつの提議をし、法令を曲げて寛やかにする、はたして〔龔鼎孳は〕公事に関して国のために忠勤しているといえるのか」と非難され、直ちに「……臣は刑部侍郎より御史職を歴任しておりますが大理寺の重要案件に遇う毎に、滿人・漢人を問わず犯人の罪情をくり返し推しはかり、〔犯人を〕生かそうとします。それができないとなつた後、死刑にします。もしわずか一すじでもあわれみ疑うべきところがあれば、異議ある者はその各々が判決についての評語を提出するという規定に必ず従

って別の一議を出して皇上の御裁きを願い上げるのです。これまで滿漢を分けて考える心など有りえなかったことは臣の役所の同僚の滿州諸臣全員に問うて頂け〔ればわかり〕⁽²³⁾ます。」と回疏したにもかかわらず上林苑監蕃育署丞(八品)に格下げされて広東に遷された。

龔鼎孳よりもいっそう悲惨な扱いを受けたのは陳之遴⁽²⁴⁾であった。一六五二年以来しばしば陳名夏とともに弾劾されてきた(張煊劾奏、黃臚李三事件、任珍引罪)この浙江海寧出身の大学士は、一六五六年三月二二日(旧二月二七日)順治帝が南苑に四品以上の漢人京官を集めた席上で、「朋党」の首領と名指しで非難を受けた。しかもこの時帝は都察院左副都御史魏裔介(石生、貞庵、崑林、一六一六—一八六、一六四七年進士)に向って「爾らは」さきに、陳名夏の姦惡を明らかに知りながら皆その威を畏れて摘発しようとしなかった、今爾らは自らを愧じないでいられるのか。爾らは専門職を既に有しながら、決して一言もしないか、または言っても直言ではない。朕が爾らを言官(意見を上申する諫官)に任用しても何の益になろうか。……」⁽²⁴⁾と漢人の告発を促し、列席者全員に対して「今人の多くは朋党を結んでいるが、その結党の意図はお互いに後援しあって富貴を求めのみである。もしそうであれば損があつて益はない。……もし党を結成して誅戮された場合、誰が助け得るのか。すなわち陳名夏が誅され龔鼎孳が左遷された時その党の者でこれを救おうとした者が一人でもあつたらうか。あるいはその罪過を分ち受けた者があるか。……」⁽²⁵⁾と叱責した。魏裔介が陳之遴の劾奏に踏み切つたのはその翌々日(三月二四日)であつた。皇上詰問の際陳之遴が結党のことに触れず弁解として非学浅才のみを称し、且つ同郷の凡才沈令式(安肅知縣)を胡世安⁽²⁶⁾(礼部尚書)に推挙して知府にさせたことが告発理由である。続いて三月二八日(旧三月三日)陳之遴は、南宴での皇帝の叱責にもかかわらず謹慎もせず翌日宮寺を遊び歩いていと給事中王禎に劾奏され、三月三〇日(旧三月五日)には先の沈令式推挙に際しての胡世

安との結託を再び広東道監察御史焦毓瑞に指摘された⁽²⁶⁾。吏部がこれらの劾疏の正当性を認めた後、陳之遴は原官のまま盛京に送られることとなった(一六五六年四月一日)。彼は同年末にいったん帰京を許されたが五八年再び内監呉良輔の贈賄事件に関係ありと吏部に断定され、革職の上その一族全員が盛京に流徒となった(当地で死亡)。

京官武臣の弾劾事件として順治年間の最後を刻すものは、大学士劉正宗⁽²⁷⁾の罷免である。劉正宗は一六四九年以来順治帝の側近として疏講・殿試読卷・明通鑑編纂などを勤めていたが五八年よりしばしば引退を願って許されぬまゝ、五九年三月二十八日(旧三月六日)順治帝から「今観るに〔劉正宗は〕その度量が狭く、気性は尊大で、持論は偏り曲つて、事の処理は謬る、詩文によって名譽を求め喜ぶだけで大臣の道を顧みない。……さきに陳名夏・陳之遴はたびたび、誠諭を経て、「朕は」その自省を望んだのだが、聞き入れず、悔い改めて、出直すこともせず、国法に卒した。朕の厚恩を受けて正宗は今本来ならば重く処し懲戒を示すべきである。……」⁽²⁷⁾と叱責され、この時は辛くも許されたが翌年左都御史魏裔介及び李振宣(滄葦、一六三〇―)をはじめとする浙江・陝西・湖広の三御史の集中攻撃を浴び、結局「詩友」張縉彦⁽²⁸⁾との「交結党類」を理由に革職、誅命を追奪された。

以上、他の武臣京官に対する満人皇帝の処遇を概観すると二つの事実につきあたる。一つは、皇帝が一人の武臣を失脚させる毎に陳名夏の例を引用(前出諭旨の傍点参照)しておりこの事件の影が順治帝親政を常に覆っていること、もう一つは、皇帝が罰した武臣の名は第二章において積極的に満人に直言を受け入れる基本体制(納諫)を要求した人名と一致していることである。

果してこれは偶然なのか、あるいはこの一致点をとりあげて、武臣の果敢な当局批判こそが武臣処遇の決定規準になったと推論することができるのか。

私たちが繰り返し問うてきた貳臣評價の分岐点を求めるにあたって重要な条件は満人首脳部が漢人官吏（順治年間、貳臣はその頂点に在った）をいかに覩っていたか、という満人の意識そのものである。

順治帝の遺詔（一六六一年二月公表）には次のような一節がある。

「満州諸臣には、何代も忠を尽した者あり、また多年尽力した者あり、彼らに委託してすべてその計略を用いるべきであったのに、朕は信任を与えることができず、才能ある者を伸ばしてやらなかった。その上、朕は、明の滅亡が主に文臣偏重によるものであったことを戒めとせず漢官を任用した。すなわち、部院の印信を往々漢官に管掌させ、満臣に責任感をなくさせ、氣持を怠惰にさせてしまった。これは朕の罪の一つである。」⁽²⁸⁾

建国の功績者が満人であり漢人任官は功績なき者に与える過分の恩恵であるという認識は、しかし、順治帝が遺詔で反省したほど皇帝親政に欠けていたわけではなかった。一六五四年五月九日（陳名夏処刑の約一〇日後）の上諭は「太祖・太宗が大業を創始し、開基して諸国を征服したのも、朕が入関・討賊し暴逆をとり除き民を救い、中原を平定して四海を統一したのも悉く満州〔人〕の兵力のおかげである、〔満州人は〕功を最も多く立て、実に甚しい労苦をしてきた。……」と満人を称えている。そして対照的に漢人諸臣に対しては「朕にもかたよった考えがあれば当然満州〔人〕を庇護するはずだ、今爾らを満州〔人〕よりも愛護しているのは、朕が一体だと視ているからなのに爾らは二心を抱いている。朕は旧知として〔爾らを〕遇しているのに爾らははじめて知りあった者のように猜疑する。朕は同じ徳をもとうと期すのに爾らは異った念を懐いている。」⁽³⁰⁾（五四年一〇月二日）と「報功」の意が足らぬことを責めている。この叱責は順治帝が五三年三月八日に陳名夏ら大学士に、また、五四年二月二七日に陳名夏と呂宮にそれぞれ与えた前

出の上諭と同じ内容をもち、一六五三年以降、当局が満人民族主義をひろく漢臣一般に対して誇示していたことを証明している。

上諭に表われている、この満人優先の傾向を制度的に裏付けるのが親政開始（一六五一年）以後強化された満人習俗の復活である。まず、武官武臣に対して明代になかった満州世襲職を授けた（一六五二年六月）。これによって、たとえば浙江提督田雄^④は一等精奇尼哈番、夔州総兵官盧光祖^⑤は二等阿達哈哈番となった。一六五三年三月二八日（旧二月二九日）の礼部に対する上諭は「……近ごろ漢官などの冠服様式を見ると袖口が寛かで、たいてい制度を守っていない。」³¹と満州式冠服の勵行を命じたし、翌年七月二二日（旧六月九日）、満人宗室の子弟には、漢籍でなく「満書」を專習するよう命じている。さらに五八年には、中国の伝統的な官制呼称すべてに満字を並用することとなる。これによって内閣は多爾吉衛門、翰林院は筆帖黒衛門、尙書は阿里哈昂邦、侍郎は阿思哈昂邦などと記される。

この満人優先主義は、八旗牛象^{ムカウ}への上諭（五六年八月二日）に「朕が思うに満州官民人等は攻戦と勤勞によって「建國の」大業成就をたすけた。……」³²とある如く、一種の尙武主義、武人優先の傾向を含んでいた。漢人のうちで、この条件を満たし得たのはわずかに前線に居た武官ないし地方官のみであった。前出の陳名夏への上諭（五四年二月二七日）の一節「朕はさきに総督孟喬芳^⑥が病死したと聞き、深く憂い悼み、涙を禁じ得なかった。喬芳は朕と姻戚であろうはずはない（のに悼むのは）、ただ「喬芳が」國の為、忠勤をあげみ功勞があるからだ。」³³は、一六三〇年に降清し、順治年間の前半陝西総督として鎮庄に当たった[△]武臣[△]第一番目の武官を忠臣の典型として称えたものであった。順治帝はこの場合、孟喬芳を例にひいているが、清朝で後に最も高い評価を受ける武臣は、このように致仕後病死というケースの武官ではなく、反満勢力を鎮庄中戦死した武臣（第二章参照）九名であった。また、入関以前の清に降っ

た第一グループの武官が、時に満人首脳部の作戦に叛いたにもかかわらず、処刑はむろん革職された者が一人もいなかったという事実も、武臣全体の異常に高い革職率の中で注目されるべきである。

親政下で強大となり、漢人に牙をむき始めたかにも見える満人優先的思考が、ただ武臣のみならず、清代に育った若い漢人をも容赦なく葬ったのはむしろ当然のことであった。武臣の注目を集めた給事中季開生（天中、冠月、一六二七—一五九）の流刑（尙陽堡）——乾清宮落成に際して満人首脳部が家具調度を江南から徴発しようとし、江南出身の季開生が諫めた事件——はその一例で、清朝の下で育った漢臣⁽³⁴⁾であっても、いったん満人を批判する側にまわれれば重罪が待ち構えていたのである。相次ぐ漢官弾圧の中で一六五八年六月、四川道監察御史李森先（琳枝、崇禎進士は、「一度懲罰をうければ永久に流徒、入獄というのでは皆互いに直言を戒めあうようになりませ⁽³⁵⁾」）と、季開生・李呈祥（前出）、魏瑄⁽³⁶⁾ら諫言で罰せられた諸臣を赦すよう上奏したが効果なく李森先自身が流徒に処せられた。

私たちはいまや、冒頭に掲げた陳名夏事件がけっして陳名夏自身の特殊な事情によるものでなく、満人民族主義が強化される過程でどの漢人官吏にも起こり得たはずの一件である、と断言してよいであろう。たまたま陳名夏が最初の高官犠牲者になったのは、当時、まだ若い漢臣は高位に就いておらず武臣が漢人としては最も権力に近い存在だったこと、そうして、陳名夏が武臣の代表的人物の一人であったこと、によるほかない。順治年間は、また禁書事件が起るにはあまりに動乱の時代であった。劉正宗⁽³⁷⁾張縉⁽³⁸⁾張縉⁽³⁹⁾らの文人武臣に対する警戒は順治末に表面化した、南部諸省での著作活動を規制する動きはまだ出なかった。清官となった多数の無名の武臣が地方文化を支えていたし、満官はよほど漢人と接触ある者でない限り、漢文の内容に立ち入る知識がなかった。漢文を解さぬ満人が満文のみで裁判し龔鼎孳⁽⁴⁰⁾たちを悔やしがらせた、あの言語の壁は、この点では武臣を救ったとも言えよう。

但し、満人権力の中枢部たる朝廷において、すでに禁言は始っていたのである。

註

第三章

- (1) 臣思陳名夏「……痛恨我朝雍髮、鄙陋我國衣冠、蠱惑故紳、号召南党、布飯局以行私、藏禍心而倡亂。何以明其然也。名夏曾謂臣曰、要天下太平、只依我一兩事、立就太平。臣問何事。名夏推帽摩其首云、只須留頭髮、復衣冠、天下即太平矣。臣笑曰、天下太平不太平、不專在雍頭不雍頭、崇禎年間、竝未雍頭、因何至於亡國。為治之要、惟在法度嚴明、使官有廉恥、鄉紳不害人、兵馬衆強、民心悅服、天下自致太平。名夏曰、此言雖然、只留頭髮・復衣冠・是第一要緊事。臣思我國民之衆・不敵明朝十分之一、而能統一天下者・以衣服便於騎射・土馬精強攻也、今名夏欲寬衣博帶・變清為明、是計弱我國也。……」(《大清世祖章皇帝實錄》、前出、卷八二、二a—b 陳名夏らの失脚を、清朝の実力統治がゆきわたり、従来の如く読書人を利用する必要がなく、実際には親政下での読書人の登用は科擧再開により急増した。筆者は、本文で詳述する如く、満人が漢人読書人を選別し、従順な読書人のみを必要とした為とみる。他に式臣間の対立を挙げる説は第四章註(30)を参照。
- (2) 「陳名夏姦惡、爾等明知、向來懼法不言、己屬溺職、……今陳名夏已經正法、爾等薄加降罰、聊示懲戒。……」(《大清世祖章皇帝聖訓》、前出、卷二、九a 詳細は注(19)参照。
- (3) 《大清世祖章皇帝實錄》、前出、卷二一、一〇a—一一a、原任陝西河西道孔聞譚は、孔子子孫という立場にたち中国の混乱を避けるため留髮を提案、斥けられた。罰は革職のみ。
- (4) 吳惟華^②は漕運總督時代に一万一六〇〇余兩を不正取得した理由で一六五二年九月、革職された(同右、卷六七、七a)。
- なお、一六五四年当時、内大臣・尙書・大学士の年俸が四〇〇〇兩、満人の最高位(撰政王・輔政王は順治前半のみ)にあたる和碩親王の年俸が八〇〇〇兩であった。

- (5) 一〇の罪、二つの不法を列挙したのでこの名で呼ばれる。《式臣伝》、前出、卷六、四a—5b
- (6) 《大清世祖章皇帝実録》、前出、卷六二、5a
- (7) 「如許奏其事・皇上睿明・即行正法・誠善。儼有其死・則許奏之人・必隱受其害・是以畏不敢言耳。」同右、卷七一、一六a
- (8) 「李三雖惡・一御史足以治之、臣等叨為朝廷大臣・發姦摘伏・非臣所司。且李三広通線索・言出禍隨・顧惜身家・亦人之恒情也。」同右、二七a
- (9) 「李三誠非大害、官民果畏之、蓋都城五方雜處・如李三者・尙不乏人、今日一李三正法・明日又一李三出矣。李三与各衙門胥役・結納最広、故使人皆懼之。其要莫如拔本塞源・令人皆凜凜不敢効尤、彼李三者・何足論也。」同右、二七b—二八a
- (10) 「今皇上日召見臣等、滿漢一体・視如家人父子。自今以後・諸臣必同心報國・不復有所顧措矣。」同右、二七a
- (11) 「……朕不分滿漢・一体眷遇、爾漢官奈何反生異意。若以理言・首崇滿州・固所宜也。想爾等多保明季之臣・故有此妄言爾。」同右、卷七二、四a
- (12) 同右、卷七四、5a 武臣が休暇、致仕を乞うて許されない例は他にも多く、張存仁¹²・洪承疇¹⁶・李国英¹⁸・金之俊⁶⁰・胡世安⁶¹・田維嘉⁶²・沈維炳⁶³・黄図安⁶⁴・王永吉⁶⁵・劉正宗⁷⁶・馮銓⁸²・高爾儼¹⁰・龔鼎孳¹⁴・熊文舉¹⁹らが、病氣、老年、丁憂、終養、などを理由に辞意を表したが退けられた。(なかでも沈維炳⁶³は病妻看護を理由にしたため公私混同と叱責された。)陳名夏らの乞休が注目されるのは、事件から身を守るための手段であった可能性が強いためである。
- (13) 「……比年以来、朕之眷顧漢官、視滿官有加、夫滿官自 太祖 太宗時宣力從征出百死、方得至是朕之優待。漢官者、豈以其有功而然。蓋期其既受朕恩、必尽忠圖報耳。」《大清世祖章皇帝聖訓》、前出、卷三、誠飭臣下、六b
- (14) 「數年來徒厲、朕懷曾無愉快。應陞之人得陞、不思凶報、已屬不可。不応陞者越次簡用、亦全不思報、反謂己才所致。」同右、七a
- (15) 「……令集衆會議及衆議之時、有羣以為是、而一人堅執己意、謬相爭論者、殊屬未合。夫既羣以為是、即當從之。若常懷好

勝之心，明知其非而猶強弁，不但政事有妨，且虧國家大体，急宜痛改。」同右，七b

(16) 「仰承 上諭，小事猶煩戒飭，若遇大事，何敢不謹識於衷，以圖改易。」同右，七b—八a

(17) 「凡謬相爭論者，必不自知其非，若果知之，豈敢如是。……」同右，八a

(18) 「……若執意妄行，致蹈重罪，朕雖欲寬，國法難貸。……」同右，八a

(19) 「陳名夏姦惡，爾等明知，向來懼法不言，已屬溺職，及面加詰責皆云，雖有風聞，未得實據。朕在深宮，尙且洞悉。爾等職

司耳目，何得懵無見聞。明係知而不言，相率欺蔽人，臣為國為君忠愛之道，豈宜如此。今陳名夏已經正法，爾等薄加降罰，聊示懲戒。……」同右，卷二、九a

(20) 「朕覽近日言官糾參章疏，率皆牽連陳名夏，或曰名夏親戚，或曰名夏黨，与似此紛紜，舉朝幾無善類矣。爾等言官既有真見，何不言於名夏未發覺之前。……」同右，一〇a—b

(21) 「王永吉，破格超擢，簡任機密，當竭忠為國，以圖報稱，昨諸王大臣會議呂煌一案，詰問情由，輒張威忿怒，全無小心敬慎之意，豈非欲效陳名夏故態耶。……」《大清世祖章皇帝實錄》卷八五、一八b

(22) 「朕每覽法司覆奏本章，龔鼎孳往往倡為另議。若事係滿州，則同滿議，附会重律。事涉漢人，則多出兩議，曲引寬條。果係公忠為國，豈肯如此。……」同右，卷九四、一四a—b

(23) 「……臣自刑部侍郎歷任憲職，每遇法司大案，無論滿人漢人，必將所犯情罪再四推敲，求其生，而不得，然後死之。倘有一隙稍可矜疑，必遵照議不同的各出看語之例，另為一議，上請 皇上鑒裁，從未敢有分別滿漢之心，臣衙門同事滿州諸臣，皆可問也。……」《龔端毅公奏疏》、前出，卷三、明白回話疏，三〇b

(24) 「……前此明知陳名夏之惡，皆畏其威，罔敢摘發，今爾等能無自愧乎。爾等既有專職，乃絕不一言，或雖言而不直，朕用爾等為言官何益。……」《大清世祖章皇帝實錄》、前出，卷九八、一五b

(25) 「今人多結朋黨，究其結黨之意，不過互相攀援，以求富貴耳。若然，是有損而無益也。……縱使黨与已成，及臨誅戮，孰能庇

- 免。即如誅陳名夏黜龔鼎孳時、其党曾有一人出而救之、或分受其過者乎。……」《大清世祖章皇帝聖訓》、前出、卷三、九b
- (26) 同右、卷九八、二〇b—二一a、卷九九、二b—三bによる。
- (27) 大學士劉正宗……「今觀其器量狹隘、負氣多矜、持論矯偏、处事執謬、不過以詩文沽名自喜、罔顧大臣之道。……前者陳名夏・陳之遴・屢經誠諭、冀其省改、乃置若罔聞、不自悔艾、卒于憲典。負朕厚恩、今正宗本當從重処分、以示懲戒、……」同右、卷二四、三b—四b
- (28) 「滿州諸臣・或歷世竭忠、或累年効力、宜加倚託・尺厥猶為、朕不能信任・有才莫展。且明季失國・多由偏用文臣、朕不以為戒・而委任漢官・即部院印信、間亦令漢官掌管、以致滿臣無心任事、精力懈弛、是朕之罪一也。」同右、卷一四四、三b
- (29) 「太祖、太宗、創業開基収服諸國、朕入闕討賊徐暴救民、平定中原統一四海、悉賴滿州兵力、建功最多、勞苦實甚。……」《大清世祖章皇帝聖訓》、前出、卷一、九b
- (30) 「……朕儼有偏念、自當庇護滿州、今愛養爾等・過於滿州、是朕以一体相視、而爾等蓄有二心、朕以故旧相遇、而爾等猶如新讖、朕以同德相期、而爾等多懷異念矣。……」《大清世祖章皇帝聖訓》、前出、卷八六、二a
- (31) 「……近見漢官人等・冠服禮式・以及袖口寬長・多不遵制。……」同右、卷七二、一八a
- (32) 「朕念滿州官民人等・攻戰勤勞・佐成大業。……」《大清世祖章皇帝聖訓》、前出、卷五、體羣情、一二b
- (33) 「朕前聞總督孟喬芳病故、深用軫惻不禁淚下。喬芳与朕寧有姻戚哉。但以其為國忠勤効力故也。……」同右、卷三、誠飭臣下、六a—b
- (34) 「漢臣」は、ここでは、清朝になってはじめて(科擧に合格して)官吏になった漢人のことで、筆者は、明代に(科擧に合格して)官吏となった経験を有する「武臣」と対照的に用いた。(《漢名臣伝》三二卷、清刊本における「漢臣」の意味はこの解釈によると思われる。)「漢臣」はそれゆえ、「武臣」より年令が若く、また「明朝罪臣」「順逆」などという非難を滿人から受けることもなく清朝への順応は容易であった。

そのほかに、「漢臣」は「滿臣」に対応する概念として、清初から使用された。すなわち「清朝の臣となったすべての漢人」の意で、この場合は当然武臣も含まれる。ただし、《大清世祖章皇帝聖訓》、前出、の用例では、「漢臣」は、皇帝に謁見できる四品以上の漢人高官を指している。

(35) 《大清世祖章皇帝実録》、前出、卷一一七、三b

第四章 武臣の意識

明朝の崩壊から内乱・無政府状態を経て満人の支配確立までの長い激しい政治環境を生きぬいた武臣たちは、或いは清軍の前線指揮官として、或いは内政の専門家として、共に清朝の礎となった。彼らが漢人・明官であったことは、経験ある実務家を求める満人の厚遇を受けるプラス要因となったが、明官時代からの持論を満人の支配に反映させようとする彼らの努力は権力者の警戒を呼ぶマイナス要因にもなったのである。武官武臣の場合は満人の武人優先（第三章参照）により処遇は良く、武臣が清朝の先兵に甘んじるかぎりには、武力行為そのものに没入することが貢献と認められた（前出の孟喬先^⑩の例参照）。しかし文官武臣は各分野の専門知識を生かして清朝の政治に助言することこそが貢献の方法であり、それゆえ第三章で既に学んだ如く職務に励むほど満人優先の政治方針に触れて当局から忌避される結果を招いたのであった。公人としての文官武臣は一種の袋小路の中に在ったのである。

他方、武臣個人をとりまく状況もまた不安に満ちたものであった。武臣は亡国の臣が生き続ける手段として、「忠臣」からは「降滿」「降賊」と呼ばれる道を選んだが、それによって満人の追求を逃れることはできても、当時中国全土を覆っていた動乱の影響を免れ得たわけではない。家族の消息を数年間にわたって失った武臣は多いし、明の残

存勢力や叛乱軍の支配地域に居住する肉親が殺されることも稀ではなかった。武臣の清への赴召すら、彼らの残した寵斥を乞う多数の疏（第三章注（12）参照）が示すように半ば強制されて受諾した場合が多く、その上、激戦地に派遣される武官・地方官はもとより安全地である筈の朝廷に招かれた文臣さえも降清後の前途を樂觀することはできなかった。また、任官中丁憂等によって暇を与えられ故郷を再訪する機会を得ても、荒田、空城と化した地では、君難（明崇禎帝の死、南部では明遺王たちの死）に殉じた「忠臣」を哭す氣風の残る中で、榮華をになって「外夷」「醜夷」に仕える「罪臣」に対して殺意や恨みの視線が待っていた。

公私両面にわたってこのようなジレンマに直面していた武臣は、いったいいかなる意識を有し、何を生の支えとしていたのであろうか。

武臣の思考を推理する上で私たちが参照しうる重要な資料はかれらが書き遺した著作である。武臣自らが著作の中で指摘する如く、多くの記述は戦火に散佚した。幸いに残った部分を、友人・一族子孫たちが収録したが、多くの武臣の著作集は乾隆年間（一七三六―九五）に禁燬⁽¹⁾処分を受けた。私たちが、目録で得る書名に比べて実際に参照しうる文献ははるかに少ないのである。

このほかに官刻本に記録された武臣の発言があり、すでに第二章・第三章で読んだように、これらは官としての武臣の見解を表明しているが、武臣の個人的感懐は率直に述べられない場合が多く、また、清朝が整理した際に清朝の立場を悪くする発言は削ってしまった可能性もある。しかし、著作の少い武官武臣については、私たちはこうした公式記録（主として在官中の奏報）によってその思考を推量するほかない。武官のうちで、職務以外の発言が残る例は、

いったん忒臣になったものゝ清朝に叛いたか、叛いたとみられて忒臣の枠外に去った人々の場合である。⁽²⁾ 満人当局は彼らを鎮圧・処刑する際に、彼らの言動を、——歪曲を加えることはあっても——記録せざるを得なかったのであるが、この場合、彼らはもはや忒臣ではなく「逆臣」と呼ばれた。

主として進士出身者の忒臣が残した著作によって私たちが最初に指摘しうることは、明末に新風の興った諸分野——兵学、地理学、歴史、経学、史学、宗教など——に対して忒臣たちが強い知識欲を示していることである。忒臣のこの知への欲求は、読書人としての習慣——自宅の四壁を圖書で覆い、古書の購入に鋭い注意を払い副本を作成して散佚を防ぐ、といった——のみによって培われたのではなく、なによりもまず明代から続いた戦闘に耐え、兵餉を確保し、城内の居民を鎮める日々の職務の需要によって研ぎ澄まされていったもので、「実用知」「致用知」への関心が先行していた。△天聰朝臣工奏議▽（第一章注（6）参照）には、第一グループの武官忒臣が一六三〇年代に大砲を入手したばかりの満人の軍事顧問となって、造砲・火薬製造・砲手養成・戦艦製造・築城・明領占略等の陣頭指揮に当たったことが記録されているが、はるか一〇年以上も後になって忒臣の仲間入りをする第三・第四グループの文官たちも、まさに同じ頃、明官として「流寇・流賊」の重圧から都市を防衛するため戦いの陣頭に立っていたことが彼らの著作から知られるのである。龔鼎孳⁽³⁾は崇禎年間に述べている。「鉄砲・火薬に至っては守城に關して最も急要である。そこで卑県（蘄水知縣）は自ら措置を講じた、すなわち鉛・銃鉄・硝石・硫黄を買い集めて製法の通りにつくり、防敵に用いた。」⁽³⁾熊文學⁽⁴⁾も一六三五年当時、廬州守城のため火器を重視し、府兵三〇〇〇人・衛兵二〇〇〇人と共に「各衙門衛兵および火薬手三〇〇〇人を練兵し習熟させた。」⁽⁴⁾と記している。

現実に実用を重視せざるを得ない立場にあった武臣は、火器使用をはじめとして明末の中国文化に影響を与えつゝあつたヨーロッパ諸文化（西学と総称され、その方法は「西法」といわれた）に対して関心を寄せた。周亮工^⑤は獄中で記述した《因樹屋書影》⁽⁵⁾の中で、万曆（一五七三—一六一九）文化のピークを示す一例としてマッテオ・リッチ（Matteo Ricci）利瑪竇、一五二一—一六〇〇）と徐光啓（子先・玄扈、一五六二—一六三三）の曆法を挙げている。他方、《字典》⁽⁶⁾（第二章・註（12）参照）の編者孫承沢^⑥は一六四一年（崇禎四年）、「礼部ノ曆法ヲ修改セルノ一事」と題して、徐光啓から李天経（長徳、一六一三年進士）に継承され、「遠齋」アダム・シャル（Adam Schall von Bell 湯若望、道味、一五九一—一六六〇）が指導する「西法」は「旧法」に比して正確であるという証明がまだない上に、中華における曆法の「敬天授民」という使命を忘れた「異端」であると批判を加えている。

イエズス会派の布教活動に関心を寄せた記事もさまざま、張縉彦^⑦は、兵部尙書在職中に崇禎帝の死に会い、降清までの数年間を一時李自成下で過したり放浪したりしていたが、戦火の間に「大西」の《奇器》、《畏天愛人極論》、《耳目資》——王徵（良甫、葵心、端節、一六四四？）の編集・紹介による——などの諸書を読みふけり、最後にスペイン人ジェズイットのパントーハ（Didace de Pantoja 龐迪我、順陽、一五七一—一六二八）の《七克》⁽⁸⁾に感銘を受け「天上主」が人類に与えた「至靈之性」によって情念の病いに打克つべしと述べた。また、前出のアダム・シャルの天主堂を訪問した李元鼎^⑧夫人の遠山⁽¹⁰⁾は一六五三年夏に、

西域从天主 中原奉至尊

殊方分野異 三教一心存

西域では天主に従い、中原は至尊を奉ず、

方域分野は異つても、三教は一心に存す。

……

……

降魔清宇宙 捧日鎮乾坤

惡魔を降して宇宙を清め、日を捧して乾坤を鎮める、

治曆星伝秘 鳴鐘漏刻翻

曆数・星運の神秘、鐘時計・水時計・水車。

(遊天主堂)

と詠んで異国文化への讃嘆を惜しまなかった。李元鼎一家と親交のあった金之俊^㉑、龔鼎孳^㉒（後出の文官サークル図参照）も、仏教への傾倒を示しながらも京官時代にはシャルの天主堂訪問を欠かさず「天堂ヲ懐ウ」などの詩を残した⁽¹²⁾。しかし、同じく仏教に傾倒していた錢謙益^㉓は「西学」に好意的な一部の士大夫が、唐代（六一八―九〇六）に建立された景教碑を再発見してイエズス会派の宣伝するカトリック教が当時から流行していた証拠といつて喜んでゐるのは《冊府元龜》、《唐会要》、《異地志》などの諸文献を無視する暴論であり、長安に残る碑は波斯のゾロアスター教が西域から伝わったことを示すにすぎないと抗議している⁽¹³⁾。

このように武臣は、明末の西学致用派⁽¹⁴⁾——ヨーロッパ諸文化の採用が明朝の富国強兵に有効であると判断して、その輸入に努めた士大夫たち——の影響を受けながらも、西学派の有した結社的な団結力・目的意識を欠き、「西学」に対しての態度も多様な、きわめて緩やかなグループであったといつてよい。むしろ、相互に違つた意見を持った士大夫たちが自由に発言した上で、なおかつ全体の関心が「致用知」へ向つていた、という点にこそ、私たちは武臣の精神形成^{ルマシヤク}の特色を見出すことができるし、さらに、明末清初の時代精神——思想的・政治的対立の渦巻く中で異色ある文化を生み、その多様性を認める寛容を有した——への展望をひろげる起点を得るのである。

「致用知」への関心は経学、史学、文学においては、真偽を判別して誤謬を排除する動きとなつて表われた。前出

の錢謙益^⑦は「およそ一〇〇年このかた、学問の謬りの種根に世の成行きは淫りに浸され人心は習い染まった」と考
え、具体例を挙げて「△説文長箋」が「世に」行われて字字が謬り、△幾何原本」が行われて曆学が謬り、冬瓜瓠子
の禪が行われて禪学が謬^⑮ったと述べ、誤謬の書が世に出ることを阻止しようとする。錢謙益によれば、著作の誤謬
を防ぐための原則は「博求虚己」（先入観を捨てて広く知ろうとすること）である。「博求」の例は孔子が△春秋」作成の
ため子夏を一四ヶ国に遣して宝書を求めたこと、「虚己」の例は繰り返し諸老に意見を求めることにある。この立場
を基本として、史学においては、独断を排して史書を読み（説史）、資料を選択し（集史）、規準を有して構成する（作
史）。また経学においては、改竄・脱落（解経）を防ぎ、真実を伝聞によって歪め（乱経）ず、經典軽視（侮経）を改め
ることによって「謬りの根種」を絶ちうる、と錢謙益は主張している^⑰。詩文もまた、「臨場」（現場から不退転の精神）
が重視された。明崇禎帝碑文（一六五九年作）の撰者金之後^⑱は、一六四九年、彼自身を含めて漢人尙書が清朝にはじ
めて誕生した際（第二章一〇一P.の表を参照されたい）、満人が自分たちに与えるのは尙書という名の、実権を伴わ
ぬ重圧ではないかという恐怖を覆い切れず、「これ（任務）を為しうる実（権）がまだ必ずしも有るといえないのに、
すでにこれを為しうる（尙書という）名（もの）に居る。（尙書という）その実（権）無く、しかもその名（もの）
に居ることはいっそう懼るべきことだ^⑲」と記した。金之俊はさらに、自分達が六部尙書になれば官吏の進退に不公平
があったり（吏部）、国家財政や民生に破綻が生じたり（戸部）、礼楽典章に不備が認められたり（礼部）、軍勢振わず
戦火が続いたり（兵部）、刑獄が不当であったり（刑部）、公共事業で濫費や汚職が出たり（工部）した場合には、これ
らすべての責任を問われると述べ、漢官としてはじめて尙書になった感想を、「感にたえず、懼れにたえぬ。」と結ん
だ。彼のこの述懐について「百史先生評」（同僚吏部尙書陳名夏^⑳の批評）は、「一つの思いが屈折しつづ貫いており、こ

れを読めば、懼^{おそ}れの心がひとりでに生じる。文章は情を伝えうるもので、まさに「かの」伯牙が、海上でざわめく水や啼く鳥を觀てい「て寂莫の情に打たれ」た時のようだ。」とあり、漢人高官が満人権力に翻弄されることを予感しつつも、恐怖の「臨場」をなお詩文に活かして佳品を生むだけの氣迫と余裕を有していたことを示している。

ここで私たちには一つの疑問が生じる。武臣の著作とは、彼らの官吏生活の副次産物に過ぎないのであろうか、という点である。実際、致用の精神に支えられた武臣の活動記録は彼らの筆に異彩を与えており、緊張あふれた彼らの職業生活こそが武臣の思考を鍛えていったかにみえるのである。

しかし、また一方では、武臣が安定を欠いた境遇の中で、公私にわたる挫折や動揺を繰り返しながら日々を消化する力を失わなかったのは、執筆の場に救いを求め得たからであるとも考えられる。たとえば鶴鼎^㉘は明末（一六四三年）すでに入獄を経験し「幽囚は士氣を増す^㉙」と詠んでいるし、周亮工^㉚は獄中の雪夜鉄鎖につながれたまゝ詩作^㉛し、錢謙益^㉜は「己丑（一六四九年）春、余は南京の獄から釈放されて帰郷し、本朝の藏書をみなほり起し稗史野乘を編輯して数百帙を得、古文を選んで六〇余帙を得た。聚めてのち分類し、遺編を蒐集して闕を補い、寢食を忘れ歲月を過した。」^㉝と執筆への意欲が不遇によっていささかも減少しなかったことを記している。

この点に留意しつつ武臣の著作をさらに検討すると、武臣が生を凝視した場合には、——「致用知」を求める際に示したあふれる活力とは対照的に、——「一身は葉の如し」（一身如葉・梁清標^㉞）、「生涯はただ劇藜」（生涯惟藜物・魏鼎昇^㉟）、「人生の浮名はうたかたのよう」（人生浮名幻泡然・金之俊^㊱）、「世事の蹉跎はみな虚空」（蹉跎世事総虚空・同上）と、満人の下で得た榮譽が武臣の詩文をいささかも明るく彩りえないことが分ってくる。清朝での榮達を決して自ら

テーマにすることのできない武臣の、生への諦めを誰よりもよく理解していたのは同じ武臣であった。武臣の眼に映じた武臣とは、「明朝遺臣」「忠臣」たちが残した武臣像——生に執着し榮達を望んだがゆえに満夷や叛賊を奉じた——とは逆に、「聖朝の遺老」としての矜持をもち、「死を視ること井戸に喜び入ることく」⁽²³⁾死線を恐れぬ士大夫であり、激務の合間をぬって「窮求」し、「開卷空寥を破る」ひたむきな読書人なのであった。

官として「明官起用」を満人に説いた武臣は、いかに報われなくとも同僚武臣の能力と努力とが過渡期の中国にとって価値あることを認めていたのである。梁清標⁽²⁴⁾は龔鼎孳⁽²⁵⁾に寄せる、

憂国処・両鬢絲絲・欲救蒼生哭。

「对客抽毫・張燈擊鉢・不数詞場潘陸。

歷尽險巇身健・嘉日莫辞醞醪。

……

(寿芝麓宗伯)⁽²⁴⁾

憂国の常、両鬢は細々、百姓の哭を救うため。

客に対坐し筆を取り、燈をかかげ鉢を撃つ、「その響消えぬ間に作詩する」同人の潘岳・陸機は無数。險路尽く経て御身は健やか、この佳き日美酒を辞すなかれ。

また、吳偉業⁽²⁶⁾は陳名夏⁽²⁷⁾の文集に序を贈る、

「明初の宋文憲公は大儒の故に〔帝を〕補佐する命をうけ、上は詔勅訓令より下は碑銘序記の文に至るまで経を抛り

所として経をたて、百氏の説を折衷して三代にも匹敵する興隆をもたらした。今、国家は朝代を改め瑞雲たなびいている。皇上は儒者に親しみ学を重んじ、「陳百史」先生は勅命を受けて天下の心身の依りどころとなられ、高文大冊はみな（先生の）手に成っている。……先生は経國の大業にはげみ、その余力でよくぞ文章をお作りになった。」（陳百史文集序）⁽²⁵⁾

しかし、武臣はこれらの「良友」が遷され、罰されて、不遇の中に老いていくのを救うことができなかった。「寄懐」の詩は武臣に残された最後のはなむけであった。曹溶^④（順治初には順天学政・会試考試官をつとめた）が一六五五年、「拳動輕浮」という理由だけで広東に謫された時、呉偉業は四首を寄せ、陳之遴^⑦が一六五七年遼陽流徒（第三章参照）になると李元鼎夫人の遠山は、英才の悲運と、一族別離（初回の流徒は陳之遴のみ）の苦悶とを詠んだ詞を陳之遴夫人の徐燦（明霞）に寄せた。また、王永吉^⑧は文人サークルの中でも「酒席半ばで王鉄山司空が到着し、一座はきゆうりにぎわった」⁽²⁶⁾と人気が高い人であったが、彼が諫言のため降罰をうけ（第三章参照）、一六五九年死亡した際、金之俊^⑨は数篇もの「王鉄山ヲ哭ス」を詠んだ。前出の、「人生はうたかたのよう」「世事の蹉跎はみな虚空」の句は、金之俊が、自分より六才年長で「交友最長の翁」（王永吉）と訣別したと悟った時、生じた言葉であった。錢謙益^⑩は墓誌銘を献じ、李元鼎^⑪は、王永吉の死後三年を経て、その郷里・江南を通った際、「四海に気心の知れた人は幾人あるうか。……荆門の詩酒の交わりは昨日のようだ。」と懐しんでいる。⁽²⁷⁾

長い別離も武臣間の共感をそこなわなかった。一六四五年以後、八年間周亮工^⑫に会わなかった錢謙益^⑩は五三年に周の詩集を再読する喜びを記し、熊文舉^⑬は四四年以来七年にわたって龔鼎孳^⑭の消息を得なかったが、その間予章の大乱で全蔵書を焼失したにもかかわらず龔の詩集のみは手放さずにいた、と述べている。⁽²⁸⁾ 梁清標^⑮はこれも武臣

の王崇簡（敬哉、宗伯、文貞、一六〇二—一七八）に寄せる、

回首青門分袂、離別再經年。

こうへいめいぐら
首を回せば青門で袂を分ち、離別してまた幾年、

遙想柳堂深処・春夕焼燈嘉会。

遙かに想う、柳堂の奥、春宵灯を燈した集り、

……

……

当時忝竊師門、同学又同官。

当時は師門を忝けなくし、同学・同官の間柄、

君近九重天上・我在北潭池畔・相望各風烟。

君は九重の天上に近く、私は北潭の池畔、遠く相離れている、

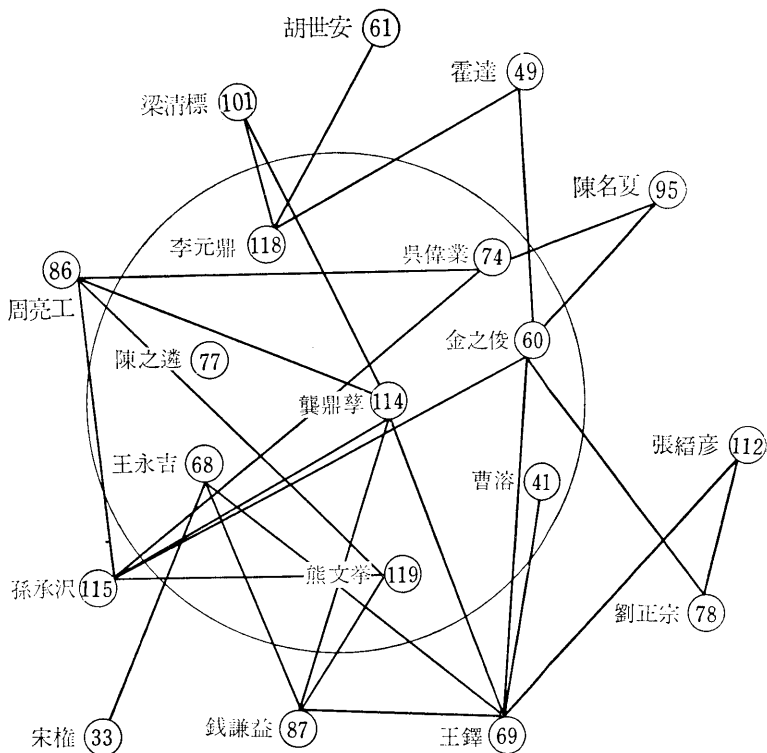
何日重攜手・身健且加餐。

いつの日か手を握り、健やかに宴が開けるのか。

（水調歌頭²⁹）

このように武臣が武臣に寄せる同胞意識は、前出の「致用知」への欲求と並んで武臣の著作を貫く重要なテーマを成しており、しかも詩文が武臣を結びつける有効な手段であったことが明らかである。否、著作内容においてばかりではない。著作の成立そのものが武臣間の協力を母胎としていたのである。武臣は友人武臣の著述に序、跋、評言を寄せ、集会の場をもち、詩社を作り、刊行に尽力した。武臣の著作をもとに、文人として名高い武臣の協力関係を図にすると次のようになる（円内はサークルメンバーである）。

武臣相互のこの網目をめぐらしたような交友関係に加えて、各人が持つ社友・盟友関係が同心円状に広がっていた。これらの地方文人たちは、武臣の学識を尊び士大夫としての共通意識を抱いており、政界における武臣の地位変化にかかわらず武臣の知的活動を支え続け、武臣の精神的基盤の底辺を拡大したのである。



以上の検討により、式臣にとって執筆活動がたんなる官吏生活の副産物ではなく、非合理そのものの現実(1)に抗してわずかに自らの合理的思考を救う場となっていたことはほぼ明らかである。

だが観点を変えれば前図に示されたような、詩文上での式臣の連帯は、満人首脳が警告し続けていた「朋党」「結党」の嫌疑を裏書きしているようにもみえる。また、実際に式臣間での対立や告発は魏忠憲一派と見られた馮銓^②を順治初に龔鼎孳^④らが攻撃した例(第一章注(8)参照)を除けば、ほとんど見当たらないのである。⁽³⁰⁾

しかしながら、私たちは式臣が式臣仲間(1)のみに視野を限っていたのではなく、同時に、志を遂げる機会なく、挫折した

多くの士大夫に政治的立場を超えた思いやりを示し、かつ、才能ある個人が権力の前に無力な存在であることを憤って武臣に寄せると同じく多くの詩をこれらの士大夫に献じていたことを忘れてはなるまい。すでに第一章で見た如く、明末においては、北辺防備が朝廷の勢力争いの影響を受け、明の守備官たちが満人スパイとみなされて処罰される事件が起こったが、武臣は「朝廷が正論を憎み、世間は党人を目す」⁽³¹⁾（呉偉業⁽³¹⁾）と明朝批判をためらわず、真の愛国者の努力が空に帰したことを惜しむ。清朝になってからも錢謙益⁽³²⁾は修卜年（一六二〇年逮捕、第一章参照）が獄中で遺した《幽憤録》に序して、「遼民を用いて遼土を守り、遼人の力によって遼事を処理する」⁽³²⁾計画は修卜年らによって実現されつゝあったのに「排他的な党派は奄宦に手を貸して、修公を口実に江夏（熊廷弼）を刺し、さらに江夏に因って修公を殺し」「修公を殺して修氏一族を閉じこめ、修氏一族を閉じこめてここに遼東の人々の望みを絶った」⁽³³⁾。これによって「華夏」（明朝）は「（清）招撫の絶好機を失い、恢復の全局を破壊した」と述べ、公の獄死によって「公と国家はともにその害を受けた、痛ましい」⁽³⁵⁾と結んでいる。錢謙益はまた修卜年・熊廷弼の挫折後、一時寧遠を回復し兵屯の実績をあげた孫承宗——「遼人において誰が共に遼土を守るだろうか」と述べた点で前二者の守備方針を受け継いだ（第一章参照）——の奏議に序を書き、奴（建州小奴、すなわち満州族を指す、《高陽公奏議序》は明末一六三九年に書かれた）が撫順、広寧を陥した時（一六二二年）、孫承宗（高陽公）は「文学侍従の臣」（兵部尙書・東閣大学士）であったのに自ら請うて北辺を守り、「関外を保つてこそ関内を守ることができ」という持論によって山海関から前屯へ、前屯から寧遠へと防衛線を北上させた結果、「奴は広寧を棄て河東に退守し」「遵（化）永（平）四城は次第に収復」⁽³⁹⁾されるまでに「国家」の「病」を救ったのに、魏忠賢のため解任（一六二六年）されてむなしく高陽に帰り、前年（一六二八年）高陽失陥に殉難したことを悼んでいる。

明の功臣に寄せる武臣の支持は、後に武臣が「建州夷」に仕える身となり、明の遺臣と敵味方の立場になって後も変わらなかった。第一章で私たちは張縉彦^④が睿親王に提出した黄道周の助命嘆願書を見たが、そのほか呉偉業^⑦・錢謙益^⑧・孫承沢^⑮・熊文學^⑱たちが、清軍に（しかも武臣仲間の洪承疇^⑫らに）殺された黄道周の「忠孝」を称え、彼の遺稿を収録し、「吾党之士」の「毅魄」を吊っている⁽⁴⁰⁾。また、永明王（桂王、朱由榔、一六六一）に従って広西で清軍（孔有徳^⑬）に殺された瞿式耜（起田、稼軒、忠宣、一五九〇—一六五一）についても呉偉業^⑦・錢謙益^⑧がその「忠魂」「完節」を称え、「孤忠」に死んだ苦しみを思い遣っている。とくに錢謙益は、すでに述べた如く「奉教士人」（イエズス会派のカトリック教を支持した士大夫）に批判的で、「景教考」（本章注（13）参照）を書いたにもかかわらず、瞿式耜のカトリック信仰をすこしも非難せず、むしろ生前「靈魂永存」を信じていた瞿の魂が郷里に「降靈」したという巷の噂を感慨深く受けとめている。武臣の包容力の大きさを示す好例である⁽⁴¹⁾。

明朝に認められず世を去った明官たちに、武臣が自己の不幸な分身を認めていたと解釈することは可能である。とくに、この人々がいずれも武臣と同じ進士出身者であり、精神形成を共にした士大夫であったことが、武臣たちの意識に消しがたい共感——武臣たちが非士大夫層の実力者に対して示した違和感（第二章）と対照的に——を呼び、それが政治的立場よりも強烈的な影響を武臣におよぼしていたと考えられる。

しかし、武臣がこれらの「忠臣」と或る時期に袂を分ち、あきらかに異った道を選んだにもかかわらず、なお常に彼らを追懐し続けた理由は何か。「忠臣」たちから叛逆姦臣と罵しられることを熟知しつつ、なお彼らの途絶した業績を記録に留めようとしたのは何故か。

第二章で見た如く、武臣たちが清官となった時、最初に出した上疏は、人材登用を求めるものが圧倒的に多かった。

錢謙益によれば才幹ある人とは、国が危急の際に天が救済のために命を下し、それによって生れた人である。⁽⁴²⁾ それゆえ、「才があれば必ずその用を竟し、用があれば必ずその才を尽す」⁽⁴³⁾ ことこそ、天命にかなうのである。逆に才があるのにその才が世を救う（用の）ために充分發揮されずに終るほど痛ましいことはない——錢謙益が孫承宗の計に接して願ったのは、天子（明の皇帝）が孫の死後はせめてその言を生かし治世に実効をあげるようにということであった。武臣が明官を愛惜したのは能力の發揮を尊しとする一種の人材致用主義によるものと筆者は考える。その「用」とは、武臣にとっては、明朝滅亡と共に消滅してしまいが如き、一時的なものではなかったのである。明朝の「用」は終つても混乱の世を治め、漢人の防壁となるべき「用」はいぜんとして残っていたからこそ、武臣は清朝に対して武臣起用を求めたし、また、武臣自らも、明朝が黃道周や趙南星（夢白、儕鶴、一五五〇—一六二七）を冷遇した時には抗議の意を表して辞官した（房可壯⁽⁴⁴⁾、王鐸⁽⁴⁵⁾、龔鼎孳⁽⁴⁶⁾、孫承沢⁽⁴⁷⁾）にもかかわらず、異民族王朝下での仕官を受入れ、専門分野を生かした上疏を清朝に次々と提出したのである。

さらにまた、順治後期に満人に扇動された「漢臣」が次々に武臣を弾劾し、失脚させたにもかかわらず、「漢臣」が皇帝の寵を失って罰刑をうけた時に、誰よりもその挫折を惜しみ不遇を慰めたのは、ほかならぬ老いた武臣であった、という事実も、この致用主義の観点に立つてこそ理解できるのである。

武臣が、武臣仲間に対してのみならず、明の「忠臣」や若い「漢臣」たちに向って示した連帯感とは、満人当局が「結党營私」と呼び続けた権力志向のものであるよりも先に、意識の近似を感じしえた者が、逆境に押し去られる能力に対して示さずいられた愛惜の念であった、と考えてよいであろう。筆者のこの仮説は、康熙以後の清朝が、武臣を含む明末清初士大夫の著作——かならずしも「反滿」思想を唱えていない——を「禁書」とした際、それ

ら士大夫のグループ間に存在した政治的・思想的対立を考慮せず網羅的に異端とみなしたことも符合する。武臣の意識は、致用を尊ぶ合理的思考にその特徴を有する。だが私たちはさらに武臣の枠を超えた明末清初の時代精神、とりわけ清代禁書の有する基本的精神の解明に主題を発展させるべきであろう。

註

第四章

(1) 姚觀元編《清代禁燬書目・清代禁書知見録》、上海商務印書館出版、一九五七、三四一―二五二―七五―六六P. 当局によつて禁燬処分を受けた武臣は、「江左三大家」の錢謙益^⑤・吳偉業^⑦・龔鼎孳^⑩をはじめ、曹溶^⑪・房可壯^⑫・張鳳翔^⑬・陳之遴^⑭・周亮工^⑮・張縉彦^⑯・孫承沢^⑰・熊文舉^⑱ら第三・第四グループ、また《武臣伝》以外の武臣も多い。

(2) 順治年間における主たる「逆臣」は一六四八年に叛いた金声桓(南昌総兵)、李成棟(広東総督)、一六四九年に叛いた姜瓖(大同総兵)、順治全時期にわたつて南部沿岸で清軍に対抗した鄭成功、その父親鄭芝龍(同安侯)〔括弧内はいずれも「武臣」時代の官職〕等で、このうち、姜瓖は摂政王睿親王に対して、降清後五年間誠意をもつて辺塞守備に勤めたが英親王の率いる満官の苛酷な誅求に軍民とも耐えかねた、と叛逆理由を申したている(《順治章皇帝実録》前出、卷四三、五b―六a)し、鄭芝龍は、「逆弟鴻逵、逆子成功」を帰順させるため、一族を福建から呼寄せ、使者を出して「聖意」を伝達するなどの措置を上奏している(同、卷六七、一b、卷七八、一三b)。

(3) 「……至于銃砲火藥、尤係城守急需。卓果自行措置、買辦鉛銃硝黃、如法成造、以為禦敵之用。……」《龔端毅公藩川政譜》前出、卷一、繕備、二一b

(4) 練熟廬州兵三千、衛兵二千、「各衙門衛兵并火藥手三千。」熊文舉撰《雪堂先生集選》一四卷、順治一二年序刊本、卷九、西城三紀。

(5) 周亮工撰《因樹屋書影》一〇卷、覆雍正德堂刻頼古堂原本、中国文学参考資料叢書所収、卷一、三P.

(6) 《學典》、前出、卷二九、崇禎一四(一六四二)年。孫承沢は、當時礼部右侍郎であつた蔣德璟(申葆、八公、一六四六)の主張——「遠裔」の「西法」は中国の学問にとって有害であるという——に影響されていた。

(7) 王徵撰《遠西奇器圖說》、三卷、一六二七年、《畏天愛人極論》、一卷、一六二八年、《西儒耳目資》、不分卷、一六二七年。三書ともヨーロッパ諸学(機械技術・カトリック教・言語学)の紹介書。王徵は「西学派」(第二章註(14)参照)の人。

(8) 《七克》(あるいは《七克大全》)七卷、北京、一六一四年刊。再版、重刊多数。

(9) 《依水園文集》、前出、卷一、七克日抄序、六四a—六五a

(10) 遠山は「唱和初集」「隨草集」「隨草詩余」(いずれも李元鼎撰《石園全集》三〇卷、康熙四二年(一七〇三年)、香雪堂藏版、所収)などを残し、多数の文人武臣、およびその夫人たちと詩文を交した。文人サークル図(第四章)の交友は、その夫人連にもおよんでいた。

(11) 《石園全集》、同右、卷一四、一四a

(12) 金之俊撰《息齋文集》八卷外集一卷統外集一卷、康熙五年(一六六六年)序刊本、卷八、三a

(13) 錢謙益撰《牧齋有學集》五〇卷、景上海涵芬樓藏康熙甲辰(一六六四年)初刻本、四部叢刊集部所収、卷四四、一一a—一三a

(14) 西学致用派はヨーロッパ諸学の方法を「西法」「西術」と呼び、宣教師や貿易品を通じて貪るように吸収すると同時に、海禁派・排外派の勢力を抑えて沿岸部での武器輸入を促進した。その成果は寧遠における明軍の勝利(一六二六年、第一章参照)となつてあらわれ、また中国における多数の西学関係書出版の原動力となった。この派の代表者は徐光啓(礼部尙書)、李之藻(太僕寺少卿)、揚廷筠(副都御史)、黄景昉(戸部尙書)、葉向高(吏部尙書)、何喬遠(工部右侍郎)、曹干汧(左都御史)、孫元化(登州副都御史)、劉宇亮(礼部尙書)らで南部出身者が多い。

(15) 「……凡以百年以来、学問之謬種浸淫于世運、熏結于人心、襲習綸輪、醞釀発作、以至于此極也。《牧齋有學集》、前出、

卷一七、頼古堂文選序、一三a—b

- (16) 「説文長箋行而字學謬、幾何原本行而曆學謬、冬瓜瓠子之禪行而禪學謬、凡此諸謬其病在膏肓漆理、……同右、一四a
《説文長箋》一〇二卷、趙宦光（一五五九—一六二五）撰。《幾何原本》六卷、リッチ（本文一三九p.）訳、徐光啓筆。冬瓜瓠子はひょうたんをぶら下げた放浪・破戒の僧。錢謙益は袁中道（一一六二四）の「一瓠道人伝」（皇明文海、卷一六九）を想定か。
- (17) 同右、一三b—一四a
- (18) 「……未必果有得為之美、而示己居得為之名矣。無其美、而居其名、更可懼也。」《息齋文集》、前出、卷二、一〇b
- (19) 「二意廻折、読之、懼心油然而生。文章可以移情、真如伯牙之過海上・觀水嘯鳥鳴也。」同右、一一b
- (20) 龔鼎孳撰《定山堂詩集》四三卷詩余四卷附芳草詞一卷、光緒九年（一八八三年）聽彝書屋重刊光緒二十一年（一八八五年）附刻本、卷五、二a
- (21) 王暉撰《今世說》八卷、覆學雅堂叢書本、中国文学参考資料小叢書第二輯所収、卷四、二b
- (22) 「己丑之春、余積南因婦里、尽奔本朝威書、哀輯史乘得數百帙、選次古文得六十餘帙、州次部居、遺蒐闕補、忘食廢寢、窮歲月。」《牧齋有學集》、前出、卷一七、頼古堂文選序、一三a
- (23) ……今太常襲君芝麗「視死如歸蹈井」、殘魂相弔相慰、……《雪堂先生集選》、前出、卷七、一七a
- (24) 梁清標撰《棠村詞》一卷、清名家詞（陳乃乾輯、一九六三年、香港太平局用上海開明書店排印景印）所収、四二p.。
潘岳（安仁、一三〇〇）、陸機（士衡、平原、二六一—三三八）はともに詩文に秀れた晋代の人。
- (25) 「明初末文憲公、以大儒而膺佐命、上自詔敕訓令・下至碑銘序記之文、援据立經・鎔鑄百氏、幾与三代比隆。今 國家鼎新景運、皇上親儒重學、而先生膺密、勿心膂之寄、高文大冊咸出其手。……先生勤勞經國大業、能出其余力為文章。……」《梅村家藏稿》前出、卷二七、三a
- (26) 「酒半王司空鉄山至、一座甚喧、……」《定山堂詩集》、前出、卷七、二b

(27) 「四海心知有幾人、……荆門詩酒疑如昨、……」《石園全集》、前出、卷一〇、五b ほかにも李元鼎は一六四七年頃の王永吉との交遊を「春風夜月時、相往過、彈棊・酌酒・走馬・泛舟、每遊必醉、醉必有詩。」(同右、卷五、三a)と記している。

(28) 《雪堂先生集選》、前出、卷七、襲芝麓寄詩序、一七b

(29) 《業村詞》、前出、二七―二八p.

(30) 清朝の下で武臣の晩年が不遇であった理由として《順治元年内外官署奏疏》(前出)の編者朱希祖氏は「南北暗闘」(武臣間の北部出身者と南部出身者の対立)を挙げる。これは、馮銓^⑩(順天涿州出身)が東林党・復社の支持者(南部出身者が多い)と対立し、「南人優於文而行不符、北人短於文而行或善」と述べた事実に基づいた見解である。

しかし順治前半の為政者(摂政王)は「南北一体差用」の方針で臨み、南部士人(襲鼎^⑪、吳達、李森先ら)の馮銓劾奏に対しても党派の劾奏は明滅亡の原因として取上げなかった(一六四五年一〇月六日の諭旨)。また馮銓自身も福建出身の洪承疇^⑫らと共に金之俊^⑬(江南吳江出身)を推薦(一六四四年八月二三日)しており、「南北暗闘」がただちに朝廷の武臣弾圧を招く影響力をもっていたとはいえない。むしろ筆者は、第三章で調べたように武臣のもつ果敢な批判精神が滿人民族主義を刺激したことが武臣不遇の最大の要因であり、北部人、南部人、というよりは武臣各人がどれだけ滿人首脳部から警戒されたかによって処遇の差が出たと考える。

(31) 「朝憎正論、世目党人」一六四三年、襲鼎^⑪が諫言のため投獄された事件を吳偉業が追懐した。《梅村家藏稿》、前出、卷三七、題襲芝麓寿序、一一a

(32) 「……用遼民守遼土、倚遼人辦遼事、……」《牧齋有学集》、前出、卷一六、一六a

(33) 「……批根党局假手奄宦、借公以蝨江夏、又因江夏以剪公」「殺公以錮佟氏之族、錮佟以絶東人之望于是乎。」同右、一六a―b

(34) 「……失招撫之大機、破恢復之全局。」同右、一六b

(35) 「……公与国家並受其害、可勝痛哉。」同右、一七a

(36) ……夫無遼土、何以護閩城、「舍遼人誰与守遼土」鹿善繼撰《認真草》一六卷、覆畿輔叢書本、叢書集成初編所収、卷一三、
榆関草上、陳兵事疏 代係相公。

(37) 《牧齋初學集》、前出、卷三〇、一 a—四 a

(38) ……謂「保関外、乃可以保関内。」保関内、乃可保畿内。同右、一 b—二 a

(39) 「……奴棄広寧、退守河東」……関門者定京師解嚴、「遵永四城次第収復」同右、二 a

(40) 吳偉業「送黃石齋謫官」(《梅村家藏稿》、前出、卷五、一 a)、錢謙益「啓禎野乘序」(《牧齋有學集》、前出、卷一四、九

b)、熊文舉「石齋遺編序」(《雪堂先生集選》、前出、卷六、三九 a—b)、熊文舉「序漳海先生遺詩」(同上、卷七、七 a—b)

(41) 吳偉業「為稼軒」(《梅村家藏稿》、前出、卷六、四 b)、「哭稼軒一百十韵」(《牧齋有學集》、前出、卷四、八 a—一 a)、

「吳人喧伝、翟稼軒留守降靈郡城西、相率詣東阜、招魂塑像、迎請上任驛驂、道人驚喜鳴咽放言、作絶句十二首、用代里社迎神

送神之曲」(同右、卷一三、二 a—三 b)、錢謙益「翟留守賻引」(同右、卷一五、二八 a—二九 b) 参照。なお、翟式相の靈魂

不滅の信仰はアレニ (Giulio Aleni 艾儒略、一五八二—一六四九) 《性学翰述》八卷、隆武二年(一六四六年) 福建天主堂刊、

の序文に示されている。

(42) 《牧齋初學集》、同右、卷三〇、少師高陽公奏議序、一 a

(43) 「有才必竟其用、有用必尺其才、其或才有所未及、而用有所未竟也。同右、一 a—b

(44) 吳偉業「送友人出塞」(《梅村家藏稿》、前出、卷一六、一 b)、龔鼎孳「和季滄葦侍御、兼弔天中給諫櫛婦自遼左」(《定山

堂詩集》、前出、卷一、一六 a—一七 a)、「聞二月十一日、季天中給諫、歿于謫所、用少陵折檻行韻、遙弔之」(同右、卷四、

二三 b)、「送季滄葦侍御復還維酸、次梁玉立司馬韻」(同右、卷三〇、三 a—b) は、若い漢臣季兄弟 (第三章参照) の不遇を

慰めた詩である。とくに龔鼎孳は自身、再三の左遷にもかかわらず康熙初まで京官を勤めたので、多数の漢官が罰される例を見

聞し、「言事謫官」の後輩に自己の分身を見出す峻烈な詩を残している。

結 び

武臣は政治的立場において最もはやばやと明代を見限った漢人であったが、実は明代文化の中で育成された意識を失うことなく、逆に明代士大夫の生き方を公然と清代にもちこんで清初の文化を彩った唯一の士大夫群であった。抗満のために殉死した明官、隠退した知識人はたしかに明朝の臣であったことを証明し得たが、明代の意識を清代社会に反映することはできなかった。

致用知を基礎において状況の非合理を排そうとする武臣の活動は、満人の需要に充分応えるものであったが、他方、満人が分有し得ない明代文化は、武臣に、清官でありながら満人権力を絶対視せぬ精神的余裕と、「諫言」に象徴される果敢な批判精神とをもたらし、満人の警戒を招いた。武官武臣が満人を範とし、その尖兵となったのに対して、文官武臣は時運にかかわりなく能力を生かす路を選び、実務家として、あるいは文人として活躍する途上で満人民族主義の鉄槌を受けるに至ったが、彼等の「致用」の精神は武臣の政治生命の終わった後も漢人に継承され——一八世紀中期の禁書まで——、明末知識人の合理的思考を清代に刻し続ける原動力となったのである。

〔補記〕 筆者は当論において、文官武臣が、明末読書人の文化を享受した漢人士大夫世界を貴び、李自成らの非士大夫新興勢力を排斥したことを強調した。しかし、他方、自ら士大夫世界を放棄して「逆臣」の道を選んだ呉三桂ら元武官武臣たちの意識状況については検討不足であり、はたして武官武臣が常に非士大夫世界を差別していたか、の疑問を今後に残した。

順治—康熙年間に「逆臣」となって殺された「元武臣」の意識の変遷を追求することは、明末清初の精神史における、士大夫・非士大夫の間隙を埋める為に必要なばかりか、「從賊」や「遺王」従軍の経歴をもつ武臣の行動規範をより明らかにする為にも必要であると考ええる。

式 臣 略 表

注 グループ分けは本文第1章末に示した分類法による。

- a. 番号：《式臣伝》（都城半松居刊本）の順序によって番号を付記した。
- b. 人名
- c. 字・号・諱
- d. 出身地
- e. 生卒年：16世紀についてのみ 1580 と4桁、17世紀はすべて2桁とした。（18は1618の略）。なお、進士出身者については、
生卒年の間に進士合格年度を記入した。
- f. h. 官職：ともに最高位のものを書いた（但し、死後贈位や致仕寸前に得た官位は除く）。なお、爵位・世職は割愛した。
- g. 過渡期の仕官：遺王あるいは叛乱軍に従った場合は、略称を示した。福王・唐王・桂王など。㊦は李自成・㊧は張獻忠。
- i. 政策：主として上疏による。
- j. 著書：主著のみを掲げた。

第1グループ

a.	b. 人名	c. 字・号・諡	d. 出身地	e. 生年	f. 明官職	g.	h. 清官職	i. 政策	j. 著書
①	劉良臣		隸陽東	—48	大凌河遊擊		甘肅總兵	軍餉請求	
②	孫定遠		遼陽東	—47	大凌河副將		湖廣提督	用兵法	
③	孔有德	武壯	遼陽東	—52	總兵部校		定南王		
⑥	郝列忠		遼陽東	—51	副將		湖南右路總兵		
⑩	李永芳		遼陽東	—34	撫順遊擊		總兵官		
⑪	孟簡芳	心卒・心亭・忠毅	永平陽	1595—54	副將		陝西總督		
⑫	張存仁	忠勤	遼陽東	—52	寧遠副將		浙江福建總督	文芸重視仁反對	
⑬	祖可法	順倍	遼陽東	—56	副將		河南衛輝總督	明朝攻略法	
⑭	劉武元	明靖	遼陽東	—54	遊擊		右都御史		
⑮	尙可喜	敬	遼陽東	—76	副將		平南王	造船・攻島	
⑰	劉芳名	忠肅	遼陽東	—70	柳溝總兵		江南右路總兵		
⑳	祝世昌	忠肅	遼陽東	—50	遊擊		山西巡撫		
㉑	鮑承先		遼陽東	—45	參將		右都吏參政		
㉒	王世選		遼陽東	—61	兵總		總兵		
㉓	鄧長春		遼陽東	—76	前屯衛副將		兵部侍郎	貨幣鑄造	
㉔	祖沢潤		遼陽東	—59	副將		兵部侍郎		
㉕	祖沢洪		遼陽東	—652	副將		吏部侍郎		
㉖	耿仲明		遼陽東	—49	總兵部校		靖南王		
㉗	全節	雲台	遼陽東	—68	參將		左江鎮總兵		
㉘	祖大壽	復宇	遼陽東	—56	前鋒總兵		總兵	明朝征服法	
㉙	吳汝玠		遼陽東	—72	錦州遊擊		禮部侍郎		

②②	馬光遠	誠順	順	天	—63	建昌參將	都統	火器整備
②③	沈志祥	順	東	—48	副將	統順公		
②④	孫得功	遼	東	—34	遊擊	遊擊		
②⑤	夏成範	遼	東	—45	松山城守副將	沂州總兵		
②⑥		寧	寧					

第2グループ

	人名	字・号・諱	出身地	生年	進上	卒	明官職	清官職	政策	著書
⑤	馬得功	(襄武)	遼			—63	總兵	福建總督	修補城垣	
⑨	徐勇	培之	遼			—52	總兵	長沙總兵		
⑮	李国英	非熊	遼			—66	總兵	陝西四川總督		
⑲	張勇	襄壯	陝		—16—84		副將	雲南广西總兵		
③⑦	胡茂獻		陝			—79	總兵	寧夏總兵	軍餉請求	
③⑧	孔希貴		奉			—53	總兵	蕪湖總兵		
③⑨	高田雄	毅勇	天			—71	總兵	河南總兵官		
④②	馬寧		陝			—63	總兵	杭州總兵		
④③	張天祿		甘			—80	參將	雲南總兵		
④⑤	常進功		陝			—59	總兵	江南提督		
④⑥	盧光祖		遼			—86	副將	廣東水師總督	海防整備	
④⑦	高進祥		遼			—56	總兵	浙江總兵		
④⑧	吳六奇		東			—65	副將	川北總兵		
⑤⑩		莫如・鑑伯・順格	東			—65	總兵	廣東高雷總兵		
			廣				總兵	潮州總兵		

張 田 鑑

⑤1	陳世凱	襄敏	湖北	—89	忠州副總兵		杭州總兵 浙江提督 都統	兵士の教育 明將推挙	
⑤4	左夢庚	壯敏	山東	—51	(寧南伯)				
⑤5	趙之龍		安徽	—54	(沂城伯)				
⑤6	劉良佐	明輔	隸南	—67	總兵	福王	江南江安總督		
⑤8	許定国		河南	—46	山東總兵	福王			
⑦6	吳惟華		順天	—68	諸生				
⑧4	土国宝		山西	—48	總兵	恭順侯	兵の加派		
⑧5	魯国男		順天	—61	副將	右都御史			
⑨1	王之綱		河南	—58	總兵	江南巡撫			
⑨2	任珍通		陝西	—64	副將	都督僉事			
⑨3	唐通		陝西	—66	守備	興安總兵			
⑨4	董学礼		陝西	—48	副將	湖広總督			
⑨5	白広恩		陝西	—74	副將	右路總兵			
⑨7	南一魁		陝西	—60	副將	義王			
⑨8	孫可望		陝西	—75	副將	都統			
⑨9	白文選		陝西	—49	左都督	天津總兵			
⑩7	駱養性	復初	陝西			桂王			
		恪順	陝西			桂王			

第3 グループ

人名	字・号・諡	出身地	生年→進士→卒年	明官職	清官職	政	策	著	書
④ 王鰲永	潤湖	山東	—25—44	湖北巡撫	戸部侍郎	免稅要求			
⑦ 王正志	灑夫	山東	—28—49	戸部左侍郎	兵部右侍郎	免稅要求			

⑧	徐一苞		江南	—29—49?	礼部郎中	大同左衛兵備道	捕刑	
⑨	李化熙	斯威	山東	—34—69	天津兵備道	刑部尙書	捕刑	
⑩	衛周允	元平公	山西	—34—60	四川道監察御史	工部右侍郎	荒田対策・掠奪禁止	
⑪	宋權	雨恭園・文康	河南	—25—52	順天巡撫	順天巡撫	文治・疏騰	
⑫	任澹		山東	—31—56	兵部右侍郎	刑部尙書	滿漢律令の公平	
⑬	張煊	膠侯・韵庵	山西	—28—52	河南道御史	河南道御史	貪官汚吏告発	
⑭	賈漢復	清義	山西	06—(賈生)—77	副將	兵部尙書	職通整備	
⑮	謝陸		山東	—07—45	吏部尙書	吏部尙書		
⑯	田維嘉		山東	—16—45	吏部尙書	吏部尙書		
⑰	沈維炳	四維	湖北	—16—	吏部左侍郎	吏部尙書		
⑱	黃圖安		山東	—37—59	易州道	副都御史		
⑲	高斗光		山東	—19—	鳳陽總督	編沅巡撫		
⑳	房可壯	海客	山東	—07—53	御史	左都御史	投充禁止	房侍御疏集
㉑	劉漢儒	安恪	河南	—22—65	四川巡撫	左副都御史		
㉒	梁雲樵	眉屏	河南	—28—59	僉都御史	戶部左侍郎		
㉓	劉心寶	元獻・思皇	山東	—13—46	吏部郎中	安蘆池太巡撫		
㉔	苗胙士	叔康	山西	—22—46	僉都御史	南贛巡撫		
㉕	張鳳翔	蓬元	山東	—01—57	工部尙書	工部尙書		
㉖	劉正宗	憲石	山東	—27—64?	翰林院編修	吏部尙書		
㉗	李若琳		山東	—22—51	翰林院檢討	礼部尙書	明官登用	
㉘	謝啓光		山東	—07—58	南京兵部左侍郎	戶部尙書	遭運督勵	
㉙	孫之輝	信敏	山東	—22—47	翰林院檢討	礼部右侍郎		

②8	馮 銓	振鷺・鹿庵・文(敏)	順天	1592—13—72	大學士	禮部尚書	滿漢無分別要求	
②9	李魯生		山東	1571?—13—46	太僕寺少卿 御史	順天府丞		
③0	魏士瑄		山東	—38—	刑部右侍郎	大理寺卿		
③1	潘士良		山東	—13—	兵部主事	山東侍郎		
③2	李猶龍	紫函	陝西	(實生)—53	兵部侍郎	天津巡撫		
③3	党崇雅	于姜	陝西	—25—66	戶部侍郎	刑部尚書	恤刑要求	
③4	黎清標	王崧 蒼巖	隸	20—43—91	庶吉士	兵部尚書	用人	榮村詞
③5	衛周祚	子錫・聞石・文清	山西	12—37—75	戶部郎中	吏部尚書		
③6	戴明說	定園	隸	—34—60	兵科給事中	太僕寺卿		
③7	劉 呂	瀟洲	河南	—25—70	戶科給事中	工部尚書		
③8	張若麒		山東	—31—56	給事中	順天府丞		
③9	高翳儼	中孚	隸	—39—54	編修	吏部尚書		
④0	張 忻	靜之	東	—25—58	刑部尚書	兵部左侍郎		
④1	劉余佑	中徽・玉吾	天津	—16—53?	工部侍郎	刑部尚書	投充禁止 用賢才	燕香齋文集
④2	薛所蘊	子履・行屋	河南	—28—67	翰林院檢討	禮部右侍郎	明官登用	澹友軒集
④3	傅景星		河南	—37—55?	山東道御史	工部右侍郎		

第4グループ

	人名	字・号・益	出身地	生年—進士—卒年	明官職	清官職	政策	著書
④4	洪承麟	彥寅・亭丸・文襄	福建	1593—16—65	勳進總督	兵部尚書	內政全般 南部宿政	洪承麟草奏文 冊彙輯
④5	王弘祚	懋目・玉銘・端簡	雲南	03—(孝人)—74	戶部郎中	戶部尚書	雲南征定法	賦役全書
④6	徐起元	貞復・望仁・倍培	江南	—(孝人)—59	右僉都御史	左都御史		

⑩	李鑑	瀨白	四川	—28—50	宣化巡撫	寧夏巡撫	冗員削減	明漕運志・学海類編
⑪	曹溶	潔躬・倦圃	浙江	13—37—85	御史	順天學政	科學再開	
⑱	霍達	非闇・劔寒齋	陝西	—31—61	御史	兵部尚書	進講	
⑳	金之俊	豈凡・息齋	江西南	—19—70	兵部右侍郎	工部尚書	漕政	息齋集
㉑	胡世安	如靜	四川	—28—63	少詹事	兵部尚書	廢后反對	符璽語
㉒	王永吉	修元・鉄山	江西南	1599—25—59	少詹事	刑部尚書	慎刑	
㉓	王鐸	賞斯	河南	—22—52	巡撫總督	刑部尚書	學政	
㉔	吳偉業	駿公・梅村	江西南	09—31—71	南京國子監祭酒	國子監祭酒		擬山園初集 梅村集・綴履紀略
㉕	陳之遴	彥升・柔菴	浙江	05—37—66	編修	禮部尚書	滿人の法律	浮雲集
㉖	周亮工	元亮・樸園	河南	12—40—72	御史	左副都御史	銅戶保護	顧古堂集
㉗	錢謙益	受之・牧齋	江西南	1582—21—54	禮部侍郎	禮部侍郎	文治吏官人選	牧齋初學集・有學集
㉘	陳名夏	百史	江西南	—43—54	都給事	吏部尚書		石雲文集
㉙	柳寅東	鳳瞻	四川	31—56	御史	湖廣巡撫		
㉚	陳之龍	去充	江西	(拳人)—	三邊監軍道	鳳陽巡撫		
㉛	方大猷	雨恭	浙江	37—	直隸井陘道	山東巡撫		
㉜	張經	坦公	河南	—31—	兵部尚書	工部右侍郎		
㉝	龔鼎孳	孝升	江西南	16—34—73	朔州知果	刑部右侍郎		
㉞	孫承沢	芝麓	天津	1592—31—76	都給事中	工部右侍郎		
㉟	李元鼎	耳伯	順江	—22—	光祿寺少卿	兵部右侍郎		
㊱	熊文學	梅公	江西	—31—69	吏部郎中	兵部左侍郎		
㊲	葉初春	雪堂	江西南	—28—	工部左侍郎	工部左侍郎	貨幣制度	雪堂先生集選